

中国四国地区

アーカイブズ
第19回 ウィーク

2024年

6/8[土]・6/9[日]

アーカイブズ展示

気候
天気 自然現象
と

やまぐちのひとびと

～文書館資料から～

解説シート

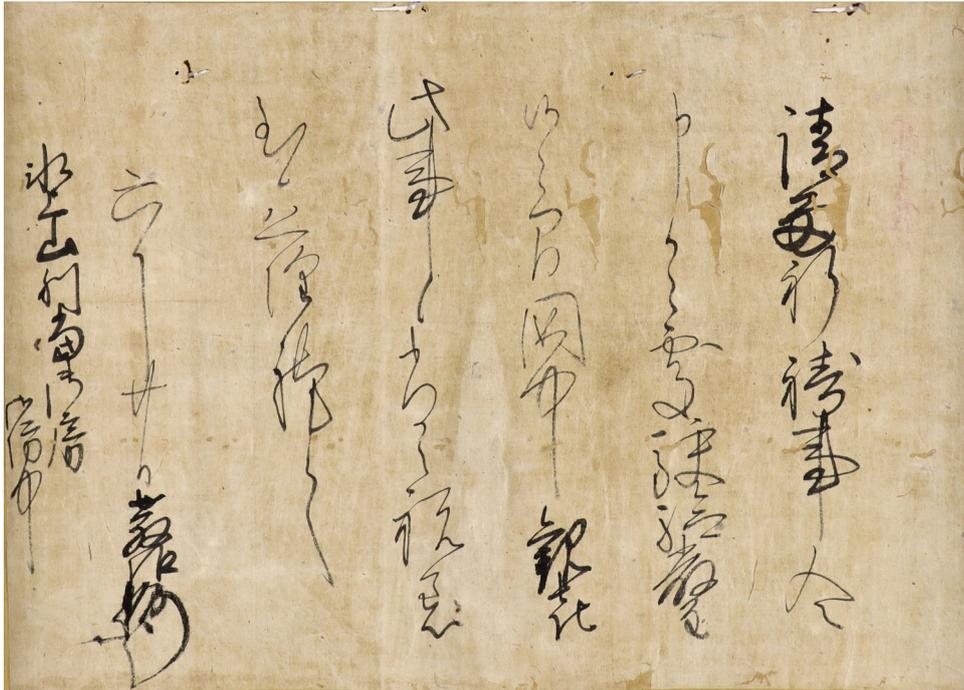
もんじょかん
山口県文書館

天気・気候・自然現象とやまぐちのひとびと ～文書館資料から～ 解説シート目次

柱	No	シート名	担当
天気	1	大内氏と天気(1)	田村
	2	大内氏と天気(2)	田村
	3	「天気」の見舞い	吉田
	4	書状に見える気候の見舞い(1)	吉田
	5	書状に見える気候の見舞い(2)	吉田
	6	あの日の天気は？～戦前の天気図から～	山本
	7	日光浴から紫外線浴へ(1)	真木
	8	日光浴から紫外線浴へ(2)	真木
	9	お天気相談室	重田
気候	10	雨乞の基準と手続き	重田
	11	天気と身近な信仰	河村
	12	山口県の気象調査(1)	河村
	13	山口県の気象調査(2)	河村
自然現象	14	彗星・流星・日食と文書館資料(1)	山崎
	15	彗星・流星・日食と文書館資料(2)	山崎
	16	彗星・流星・日食と文書館資料(3)	山崎
	17	「天文図解」～江戸時代の天文・暦学入門書～	山本
	18	『康熙字典』と自然現象	吹屋
	19	関東大震災で被災した毛利家文庫	山崎
	20	ルース台風と医療施設	真木

印刷の関係上、画像が鮮明でない写真もありますが、このシートは後日、当館のウェブページ(右 QR コード)上にカラーで掲載しますので、合わせて御覧ください。





＊01

大内教弘書状(興隆寺文書26-7)

天気 ①

大内氏と天気(1)

《室町時代の自然現象》

室町時代を生きた人々の営みと、天気・気候・自然現象は、まったく無関係なものではありませんでした。

当時の史料を眺めてみると、当日の天気の情報が書き込まれていることは珍しくありません。とくに日記の場合、地震や台風、さらには彗星(すいせい)のことなどが記載されることもありました。

しかし、当時の人々はそうした自然現象を現代のように科学的に理解していたわけではありません。その代わりに、彼らは神仏に祈りを捧げることで加護を得て、安全を確保しようとしていました。

《大内氏の雨乞い》

大内氏の氏寺・氷上山興隆寺に伝わった「興隆寺文書」には、わずかに天気や自然現象に関する記述が確認できます。その中には、大内氏の雨乞いと待望の雨に歓喜する人々の姿をみることができます。

上の書状によると、どうやら「国中」=周防国(長門国も?)では、雨の降らない日が続いていたようです(翻刻は裏面)。

この書状が書かれた旧暦6月は、新暦ではおおむね7・8月(夏季)に相当します。飲料水の確保はもちろんのこと、農業では水の管理に気を付ける必要がありました。

そこで大内教弘は、雨を降らせるために「請雨祈祷」、いわゆる雨乞いの祈祷を興隆寺に依頼しました。

念ずれば通ずなのか、それともタイミングが良かったのかわかりませんが、祈祷は功を奏し、大内氏は渇水という国を揺るがす危機を脱したのでした。



興隆寺文書
(興隆寺1~28)

氷上山興隆寺は、大内氏の氏寺です。大内氏当主の菩提寺は曹洞宗・臨済宗といった禅宗で占められますが、興隆寺は天台宗です。

興隆寺に伝わった「興隆寺文書」には、他の寺院にはみられない宗教行事についての文書が多数収められています。大内氏を知る上では欠かせない重要な文書群です。

《誠にもって相叶う神慮を見たり》

大内教弘は、子・政弘の幼名に「亀童丸」と名付けました。「亀童丸」とは、大内氏が信仰した妙見菩薩そのものと考えられています(第10回中国四国アーカイブズウィーク「書庫に棲む動物たち」解説シート①参照)。これを名乗らせるということは、次期大内氏当主が約束されていることを意味しています。

政弘もまた、子・義興を「亀童丸」と命名し、次期当主として彼を確立したのでした。しかし、「亀童丸」が大内氏当主となるためには、「亀童丸」を名乗るだけでは十分ではありません。もうひとつの、ある通過儀礼がありました。

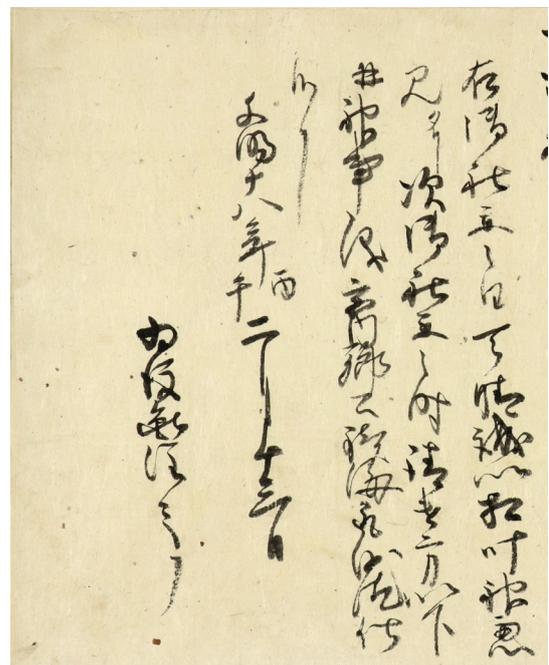
それは、大内氏の聖域である妙見上宮(現山口市大内氷上)に参詣するというものです。政弘は14歳、義興は10歳の時に妙見上宮に参詣しました。参詣は2月1日に始まり、同13日に終わります(政弘の時は7日まで)。この期間は、興隆寺の宗教行事「二月会(にがつえ)」の開催期間と重なります。「二月会」は、大内氏領国全体を挙げて開催される宗教行事で、とくに2月13日は、「二月会」の最終日であり、翌年の同行事にかかる役を籤引きで決定する日でもありましたから、最も盛り上がる日といえます。

きっと大方がこの期間の快晴を願ったはずですが。願いは通じたのか、この期間は見事に晴れ渡り、人々は「誠にもって相叶う神慮を見たり」のでした。

右御社参之点晴、誠以相叶神慮
見たり、次御社参之時、請遣方以下
(カ)

并神事儀、宮内卿公鏡海取沙汰仕
候了、
(一四八六)

文明十八年丙午二月十三日
為後亀注之了



多々良亀童丸(大内義興)上宮社参目録「興隆寺文書」(興隆寺文書9-2)

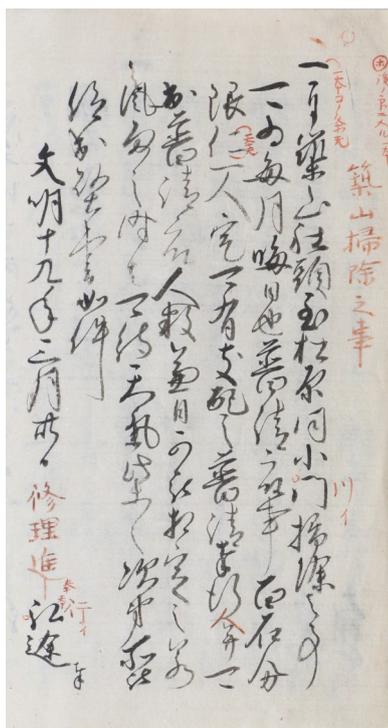
請雨祈祷事令
(勉)

申候之処、駁驗嚴重
候之間、國中歡喜
此事候、尚々祝着
至候、恐惶謹言、

六月廿日 教弘(花押)

氷上山別当御房
御坊中

大内教弘書状「興隆寺文書」(興隆寺文書26-7)



一 自築山社頭至松原同小門掃除之事、
 可為毎月晦日也、普請衆事百石分
 限仁一人宛可有支配之、普請奉行人并可
 出普請衆人数兼日可被相定之、若
 風雨之時者、可待天氣、此等之次第、所被
 仰出壁書如件、

(一四八七)

(馬田)

文明十九年三月卅日

弘途 奉

『大内氏実録土代之十五 大内氏掟書 全』(近藤清石文庫98-15(20の15))

天気 ②

大内氏と天気(2)

《掃除は雨の日に？ 晴れの日に？》

現代と同じで、雨は降り続ければよいというものではありません。上の史料は、「大内氏掟書」に収められている築山社の掃除に関する記述です。

築山社とは、大内氏館北方に所在した大内政弘の先代・教弘を祭る社のことです。もとは、教弘の隠居所として建てられた居館でしたが、教弘が没すると、祭祀空間に変容しました。

つまり、この文書は、故・教弘を弔う社を掃除することについての規則を定めた内容と理解できます。

ここで定められたことは、次の通りです。

- ① 掃除範囲は社頭から松原・小門まで
- ② 掃除の日にちは、毎月晦日
- ③ 普請衆(掃除人)は家臣の所領百石につき一人を差し出すこと
- ④ 普請奉行人と普請衆の人数は事前に決定
- ⑤ 風雨(荒天)の時は、天気の回復を

待つように

ここで注目されるのは、⑤の天気に関する記述です。荒天の時は天候の回復を待ち、天候の回復後に掃除をせよ、ということです。そして、掃除の範囲は、あくまでも①にあるように屋外に限定され、社殿内は掃除の範囲に含まれていません。

わざわざ荒天時における築山社の掃除についてのルールを明文化した大内氏には、聖域の掃除 = 環境保全を家臣に担わせることで、神格化した教弘への信仰を彼らとも共有する狙いがあったのではないかと考えられます。

《悪天候の船渡し》

「大内氏掟書」には、船渡しに関する記述がわずかに残されています。

たとえば、佐波郡を流れる佐波川については、人・荷物・馬・輿にかかる船渡しの船賃が定められています。

文書の背景には応仁・文明の乱(1467～1477)があり、大内氏は軍を率



大内氏実録土代
 (近藤清石文庫98-15)

萩藩士・近藤清石の旧蔵本「大内氏実録土代」は、大内氏関係の諸史料を筆写してまとめたものです。

「大内氏掟書」は、散発的に発布された壁書をまとめたものです。「大内氏掟書」には、いくつかの伝本があります。ここでは永田本を紹介しています(第17回アーカイブズウィーク解説シート⑥参照)。

いて上洛をして戦いに明け暮れます。乱中は畿内と山口の間を軍勢が行き来することになります。仮にこの規定が有事に決められたものだとしても、荒天・夜中を問わず、客が船賃を支払ったのであれば、船方はすぐに船を出すように、というのは船方に不利な内容といえます。

少々、無茶な規定であるためか、支払われた船賃は船の修理に充ててもよく、また自身の懐に入れてもよいとされ、課税の対象にはされていませんでした。

《風があらうと、波があらうと》

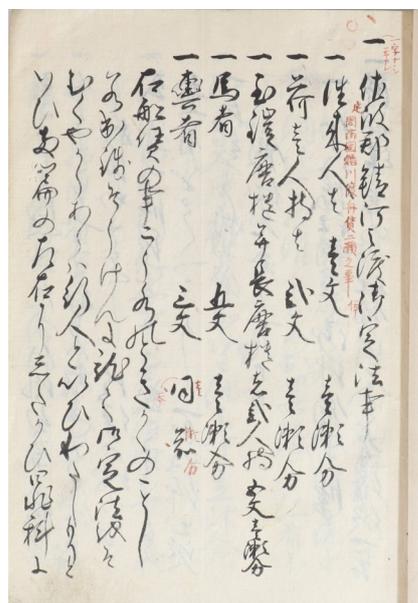
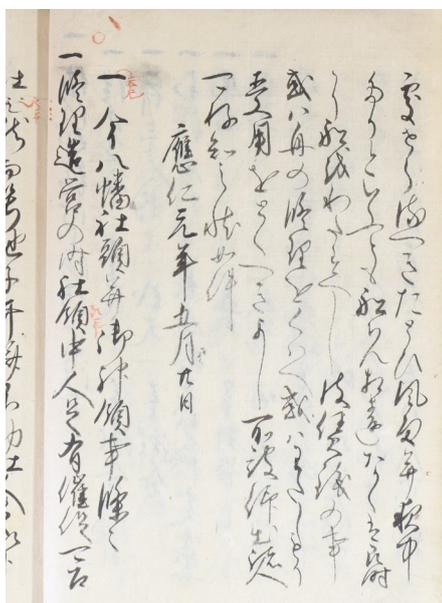
このほか、悪天候時の船渡しの規定については、「大内氏掟書」に赤間関(現在の下関市)から小倉・門司・

赤坂(いずれも気現在の福岡県北九州市)の間を渡す規定も確認できます。

「風波のとき、いひえるままに船方とも賃をとるによりて、毎度御法やふるなり、縦風波の時も、此御法たるべきなり」

風が強く波が立つ時には、船方は言い値で船賃を徴収していたようです。大内氏はこれを禁止し、定められた船賃以上を徴収してはならないと決めました。

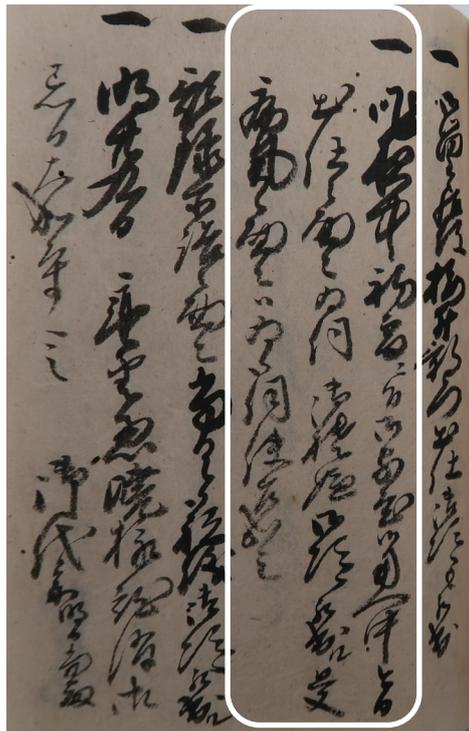
船方の視点で作成された史料は残されていませんのではつきりしたことはわかりませんが、値を吊り上げることで危険な船渡しを回避していたともいえるかもしれません。



『大内氏実録土代之十五 大内氏掟書 全』(近藤清石文庫98-15(20の15))

- 一 佐波郡鯖河之渡御定法事
 - 一 往来人は 壹文 吉瀬分
 - 一 荷吉人持は 貳文 吉瀬分
 - 一 至鎧唐櫃并長唐櫃は 貳人持 五文 吉瀬分
 - 一 馬者 五文 吉瀬分
 - 一 輿者 三文 同前
 - 一 右船賃の事、こう水(洪水)のときかくのことし、
若出銭(増減)そうけん(族)に就て御定法をそ
 - 一 むくやからあら八、役人といひ、わたしもりといひ、両篇の左右にしたかひ、罪科に
 - 一 処せらるへき、たとひ雨風并夜中(船賃)
 - 一 たりといふとも、船ちん相違なくは即時(渡)
 - 一 に船をわたすへし、彼賃銭の事、(加)
 - 一 或八舟の修理をく八へ、或八わたしもり(得)
 - 一 受用をとくへきよし、所被仰出、諸人
 - 一 可存知之状如件、(二四六七)
- 応仁元年五月廿日

一、昨夜中初雪ニ付、御家老・御用人中今日
出仕之面々、為伺 御機嫌御次へ罷出ル、且又
病氣之面々ハ為御伺使差出之、



「記録所日記」明和7年10月28日条(徳山毛利家文庫「記録所日記」357)

天気 ③

「天気」の見舞い

《天候の見舞い》

藩や大名に関係する江戸時代の日記を見ていると、交流の一端として、見舞いを行っている記事をよく目にします。

病気に罹った際などが好例です。日記の書き手が自ら患者のもとへ足を運んだり、使者を派遣するなど、その時の様子が窺えます。

天気に注目してみると、徳山毛利家文庫の中に2つの見舞いの事例がありましたので紹介します。

《初雪》

上の写真の囲みの部分は、明和7年(1770)10月28日の「記録所日記」の記事です。場所は徳山です。

記事によれば、前日の夜中に初雪が降ったことから、家老・用人ら藩士が徳山藩7代藩主毛利就馴のもとへ御機嫌伺いのため「御次」という場所まで出仕し、病気でそれが叶わない者は使者を送ってき

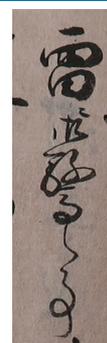
た、とあります。他の年の日記にいつも同様の記事が見えるわけではないため、初雪が降ると藩主のもとに家臣が御機嫌伺いのために参ることが定例化していた、とは断じられませんが、そうした行為が行われる場合があったとの指摘ができそうです。

なおこの時は「寒冷強」と寒さが厳しかったようで、当時下松にいた大殿様(5代藩主毛利広豊)にも見舞いの手紙が送られています(徳山毛利家文庫「御居間日記」256/明和7年10月28日条)。

《雷(雷雨)》

雷…甚大な被害を及ぼしかねないこの自然現象は、その発生のメカニズムを理解している現代であっても、雷鳴や稲妻に対して心理的に恐怖を感じる人が多いのではないのでしょうか。

江戸時代の人々にとっても変わりなかったようで、日記の中には雷発生に伴う見舞いの記事がありました。



徳山毛利家文庫「福間隆廉自記」3 天和3年5月21日条

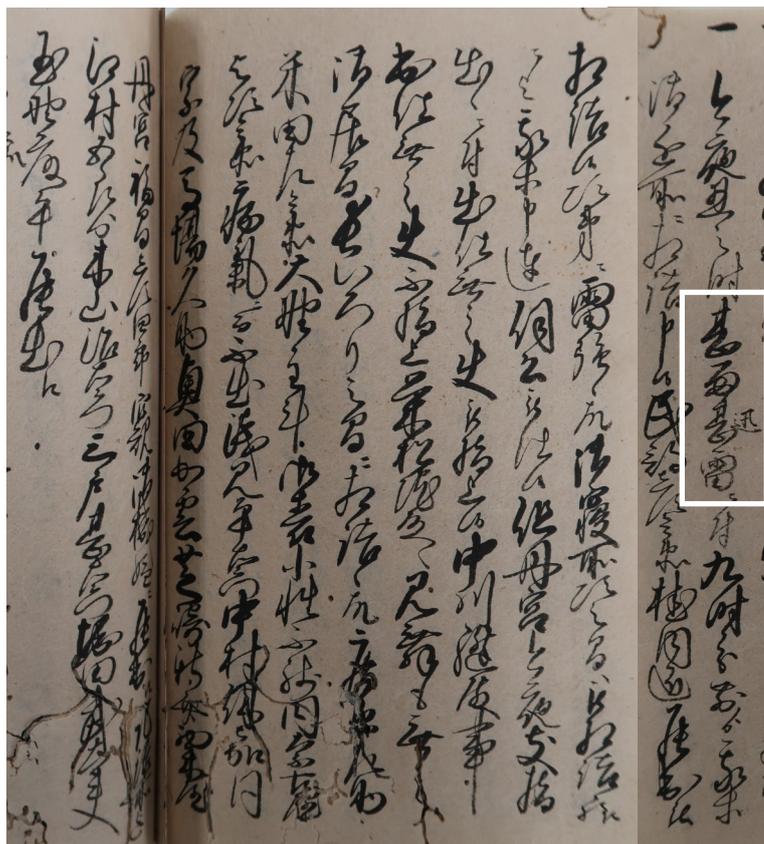
藩主毛利元賢の行状を正そうと、天和3年(1683)5月21日、家老たちが集まりました。その時、元賢への是正点の一つに挙げたのが上の写真の「雷ニ御驚候事」。殿様が雷に驚くことも、家臣には眉をひそめることだったようです。

元賢の名誉のために、翌年の貞享元年(1684)6月7日の激しい雷雨の際に、元賢は雷に驚かなかつたとありました(「福間隆廉自記」6)。

貞享元年(1684)7月8日深夜の江戸のできごとです。「甚雨迅雷」とありますので激しい雷雨だったのでしよう。徳山藩2代藩主毛利元賢のもとに、福間茂左衛門らが詰めることになりました。ところが、次第に雷が強まったことから、彼らは「御寝所次之間」、つまり藩主が休んでいる隣室に移動したようです。藩主の不安を少しでも和らげる措置だったと思います。日記には多くの家臣が詰めていた様子が窺えます。また、自身が出仕できない者は使いを

出して藩主の御機嫌を伺っています。その後、雨の静まり(雷も落ち着いたのでしよう)とともに、詰めていた人々は引き上げていきました。

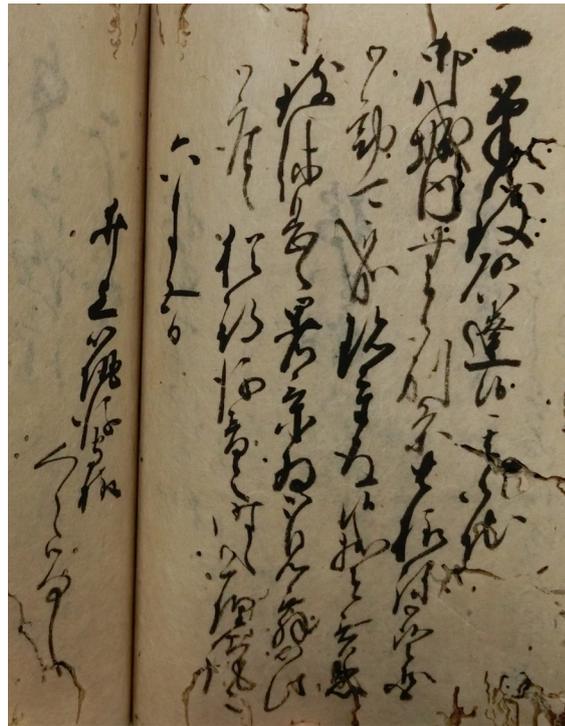
なお、この雷雨については、翌9日、外様大名衆は將軍の御機嫌を伺うため、老中大久保忠朝に使者を派遣しています。將軍を気遣う大名、大名(藩主)を気遣う家臣。雷は身分の上下を問わず、相手を気遣う必要のある、薄気味悪いものだったようです。



「福間茂左衛門隆廉日記写」(徳山毛利家文庫「福間隆廉日記」6)
貞享元年(一六八四)七月八日条

迅

- 一、今夜丑之時甚雨甚雷二付、九時分前五我等御近所二相詰申候、民部・彦兵衛・桂内匠罷出被相詰候、次第二雷強候故、御寝所次之間へ被相詰候様
- 二与我等申達伺公被仕候、但、丹宮今夜支指出候二付出仕無之使被指上候、中川縫殿事、出仕無之使不指上、柴松院殿へ見舞も無之、御居間長いろり之間二相詰候故、庄原左助・米田左兵衛・大野主計、御表小姓不残内奈古屋与次兵衛病氣二而不出、浅見平右衛門・中村休嘉・同宗及・馬場久助・奥田如雲・芝崎新介・栗屋丹宮・福間彦四郎窺御機嫌二罷出ル、記録所迄江村五郎左衛門・木山治右衛門・三戸甚右衛門・堀田武太夫・玉野藤平罷出ル、

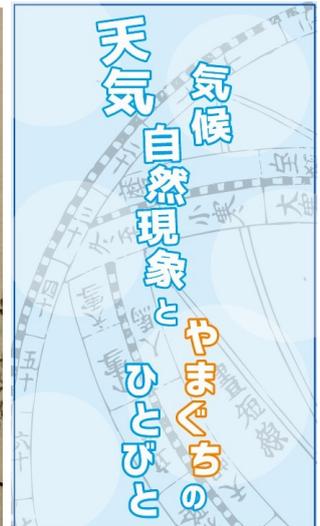


一筆致啓達候、其御地・
御城内無御別条、貴様弥御堅固
御勤可被成珍重存候、拙者無恙
致休息候、暑氣為御見舞如此
御座候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

六月五日

井上筑後守様

人々御中



＊04

御書御案文（徳山毛利家文庫「御書案文」3）

天気 ④

書状に見える気候の見舞い(1)

《大名の書状》

江戸時代の大名(藩主)が出す書状の内、親子兄弟など、ごく近い親族に宛てて出す場合を除き、他藩主などに出した書状は、定型化されている印象があります。確かに、格式と先例が厳しい時代、それらを容易に変えることは、相手との関係上、非常に難しいことでした。

しかし、同じ内容を伝えるのに、一部の書状には、季節に応じた気遣いの言葉(文言)が付けられる場合があります(以下、こうした言葉を「見舞いの言葉」と仮称します)。ここでは徳山藩主の事例を見てみましょう。なお、記録されている書状は「書状案」とありますので、後に文言の修正や送付日に変更が生じた可能性などがあるかもしれませんが、ここでは記された日にちに記された「書状」として扱うこととします。

《気遣いの文言の例》

上と裏面の書状を比較してみましょう。

上は、享保12年(1727)6月5日に井上筑後守(政鄰<まさちか>、下総国<現千葉県>高岡藩主)に出した書状、裏面は翌6日に毛利讃岐守(匡広<まさひろ>、長門国<現山口県>長府藩主)に宛てた書状です。書状の日付から、いずれも暑中の見舞いであると理解できます。井上筑後守は勤務地(江戸)、毛利讃岐守は所領(長府)と、その時にいた場所こそ違いますが、時期を考えれば暑いことには変わりません。

2つの書状を見てみると、毛利讃岐守に宛てた書状には、太字傍線部分で示した「酷暑之節御座候得共」との言葉が添えられています。現代語にすれば、「酷暑の時期ではありますが」といったところでしょうか。ただ、この言葉がなくでも、前述のように、暑中の見舞状であることはわかります。それにもかかわらず、こうした言葉がどのような時に、誰に対して添えられるのでしょ



徳山毛利家文庫
「御書案文」

徳山毛利家文庫「御書案文」は、現在190点を閲覧利用に供しています。作成は記録所です。原初のタイトルは、「御書御案文」「御案文控」「御書案文」など様々ですが、藩主(または前藩主)が作成する書状を書き留めておくという記録の役割に変わりはありません。

か。今回、享保12年、徳山藩5代藩主毛利広豊が、国元徳山から送った書状の事例を参考に考えてみることにします(資料は徳山毛利家文庫「御書案文」3を使用します)。

《見舞いの言葉》

下の【表】は、享保12年に出された書状の内、「見舞いの言葉」と考えられる言葉が入った事例を一覧にしたものです。

【表】によれば、寒い時期では年の初めの「寒中」と、年

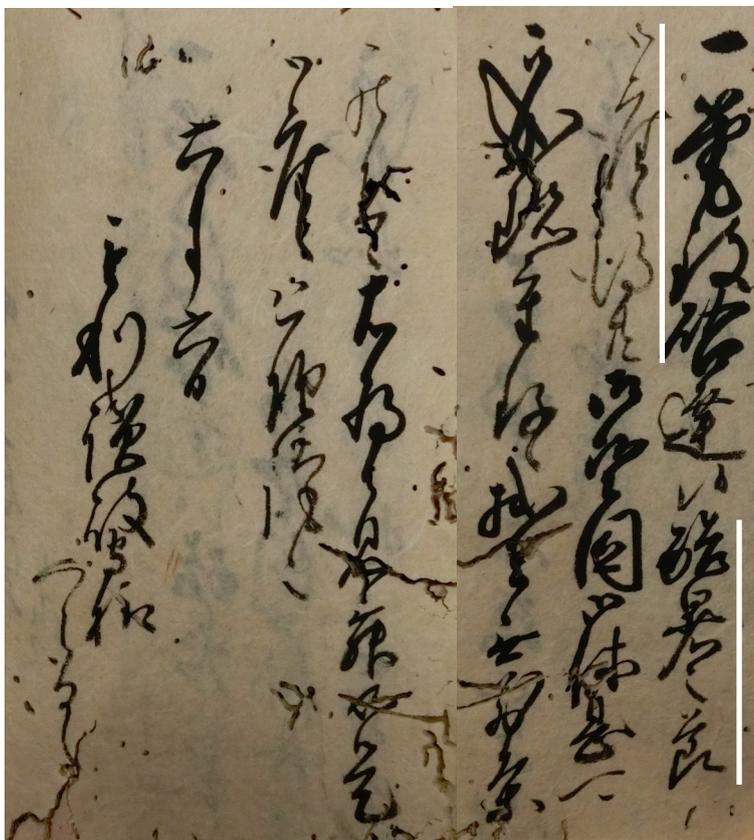
末に近づく頃の寒さを感じ始める「寒気」や「寒冷」、暑い時期では暑い盛りの「酷暑」や「甚暑」、暑さが峠を越した「残暑」などが見えました。当然ですが、気候が厳しく過ごしていく時期に「見舞いの言葉」が添えられています。

使用時期ですが、「寒中」の言葉は1月～2月頃(享保12年は閏月が1月にあったので、2月ではなく閏1月)、6月に入ると「甚暑」「酷暑」の言葉が出始め、7月下旬から8月には「残暑」に代わっています。また、10月の例もありますが、おおむね11月から12月にかけては「寒冷」や「寒気」のほか、年頭に見えた「寒中」が使われています。

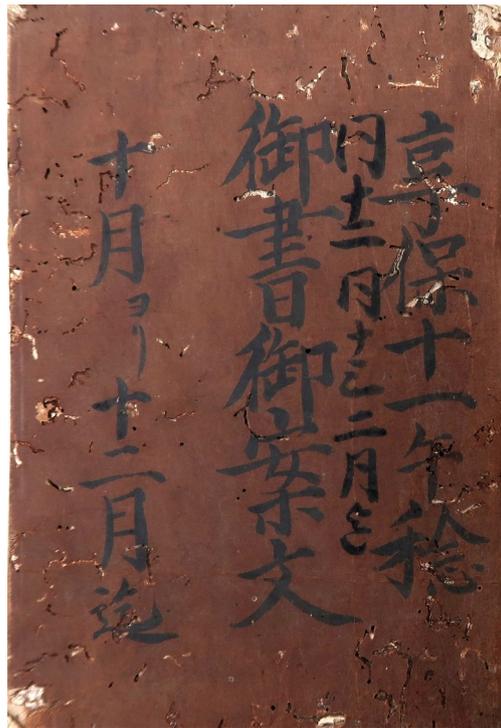
「見舞いの言葉」の例は以上ですが、誰に使われたのかは、次のシートで見ることしましょう。

【表】「見舞いの言葉」の記載事例

	文言	年月日	宛先
1	寒中	享保12年 1月25日	伊達遠江守
2	寒中	享保12年 1月25日	酒井越前守
3	寒中	享保12年 1月25日	稲葉玄蕃
4	寒中	享保12年 1月25日	戸沢筑前守
5	寒中	享保12年 1月25日	南部甲斐守
6	寒中	享保12年 1月25日	毛利讃岐守
7	寒中	享保12年 1月25日	津田武左衛門
8	余寒	享保12年閏 1月 2日	小笠原遠江守
9	余寒強	享保12年閏 1月15日	松平遠江守
10	甚暑	享保12年 6月 4日	毛利讃岐守
11	甚暑	享保12年 6月 5日	橋本前中納言
12	酷暑之節	享保12年 6月 6日	毛利讃岐守
13	甚暑之節	享保12年 6月 6日	吉川左京
14	甚暑	享保12年 6月 9日	吉川左京
15	甚暑之節	享保12年 6月13日	松平遠江守
16	暑気甚	享保12年 6月25日	松平遠江守
17	酷暑之節	享保12年 7月15日	戸沢上総介
18	甚暑之節	享保12年 7月15日	津田武左衛門
19	残暑之節	享保12年 7月25日	井原市正
20	残暑之節	享保12年 8月18日	秋月長門守
21	寒冷	享保12年10月	葉室中納言
22	寒冷之時分	享保12年11月12日	吉川左京
23	寒冷之節	享保12年11月26日	松平遠江守
24	寒冷之節	享保12年11月22日	吉川左京
25	寒気	享保12年12月 4日	吉川左京
26	寒気之節	享保12年12月 5日	葉室中納言
27	寒気	享保12年12月 9日	桂主殿
28	甚寒	享保12年12月15日	松平遠江守
29	寒中	享保12年12月25日	稲葉玄蕃
30	寒中	享保12年12月25日	酒井越前守



一筆致啓達候、酷暑之節
御座候得共、御堅固御休息可
被成珍重存候、拙者無別条
罷候、右為御見舞如是二
御座候、恐惶謹言、
六月六日
毛利讃岐守様
人々御中



享保十一年稔
同十二・同十三二月迄
御書御案文
十月ヨリ十二月迄



御書御案文（徳山毛利家文庫「御書案文」3）

天気 ⑤

書状に見える気候の見舞い(2)

《見舞いの言葉が書かれる人々》

次に、「見舞いの言葉」が添えられている人物に着目してみましょう。

裏面の【表1】は、享保12年(1727)に発給された徳山藩主(5代毛利広豊)の書状の中から、「見舞いの言葉」が添えられた人物と、徳山毛利家との関係を示したものです。

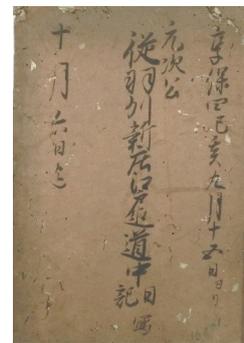
【表1】からは、萩藩毛利家の分家筋にあたる長府毛利家や岩国吉川家といった、「毛利一族」と呼べる家のほかに、徳山毛利家と婚姻関係のある人々に「見舞いの言葉」が添えられる傾向が窺えます。広豊夫人の父(義父)はもちろん、初代藩主就隆、3代藩主元次の女の嫁ぎ先などが見えます。

【表2】は、就隆と元次の女のうち、他家に嫁いだ人物の嫁ぎ先とその没年、および「見舞いの言葉」の有無をまとめたものです。これによると、「見舞いの言葉」が添えられた人物は、葉室頼孝を除き、享保年

間まで藩主の女が存命だった家に出されています。なお、3代元次の女が嫁いだ内田正偏(まさゆき)ですが、「見舞いの言葉」のみならず、【表1】にもその名がありません。これは享保9年に夫人を疵付けたことにより関係が途絶えたものと考えられます。

一方、初代就隆の女が嫁いだ葉室頼孝は例外で、宝永8年(1711)に夫人が亡くなった後も「見舞いの言葉」が添えられただけではなく、頼孝の子で橋本家の養子となった橋本実松(【表1】では「橋本前中納言」とある人物)にも同様な言葉が添えられています。理由は詳らかではありませんが、公家という立場もあって、他とは異なる対応だったのかもしれませんが。

こうした徳山毛利家との縁戚以外の大名にも「見舞いの言葉」が添えられている例が見られます。このうち、戸沢家は、3代元次がお預けの身となった際にその身柄を引き受けた家です。このように、戸沢家との



元次公従羽州新庄江戸迄道中日記写(徳山毛利家文庫「外礼方」145)

徳山藩の再興がなった享保4年(1719)、3代藩主毛利元次が赦免され、配流先の出羽国新庄(現山形県新庄市)から江戸に戻る際の道中日記です。

新庄藩主の戸沢家とは、徳山藩断絶事件が契機となって、交流が始まったと考えられます。

関係は窺えるものの、その他の家々(南部家など)に対しては、親しい関係との推測は立つものの、明確な理由は今のところ不明です。

大名以外では、萩藩士や旗本にも言葉が添えられている事例がありました。

《大名の出す書状をめぐって》

江戸時代の大名が出した書状は、相手(宛先)との関係を反映し、格式に基づく細かなルールに従って作られ、送られていたはずで。ここで注目して見た「見舞いの言葉」も、そうした事柄が根底にあったことでしょう。今回は享保12年をサンプルとしましたが、江戸時代を通して見たり、差出人の立場の違い(幼少か成人か、藩主か前藩主か、など)を追ってみたりなどすることで、また異なる様相が見えてくるかもしれません。

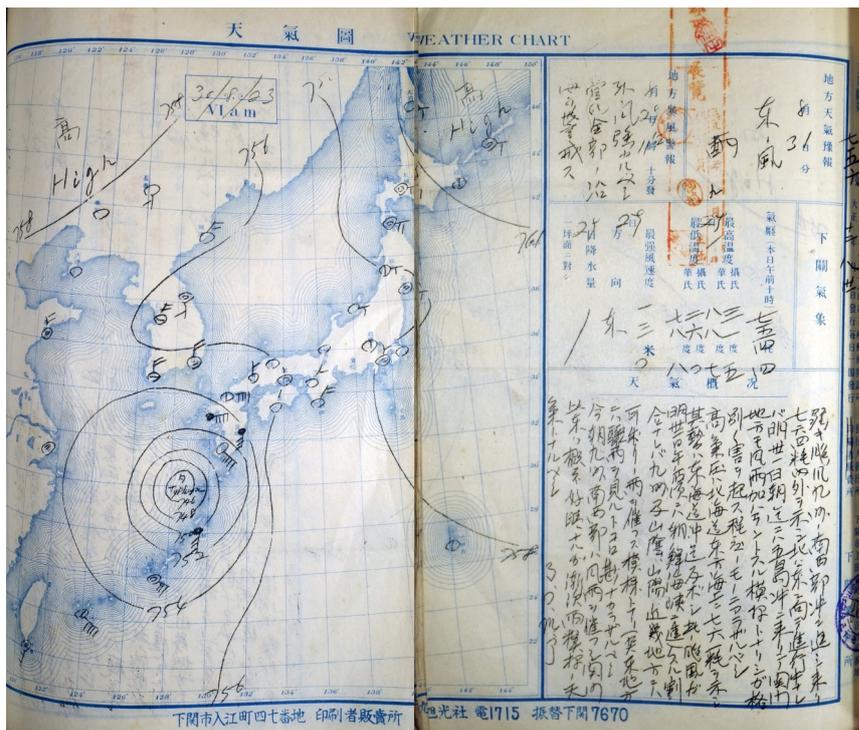
【表1】享保12年の「見舞いの言葉」を含む文書一覧

	文言	年月日	宛先	宛先との関係	備考
1	寒中	享保12年1月25日	伊達遠江守		伊予国(現愛媛県)宇和島藩
2	寒中	享保12年1月25日	酒井越前守	初代就隆女嫁先	安房国(現千葉県)勝山藩
3	寒中	享保12年1月25日	稲葉玄蕃	3次元次女嫁先	
4	寒中	享保12年1月25日	戸次筑前守	元次流罪先	出羽国(現山形県)新庄藩
5	寒中	享保12年1月25日	南部甲斐守		陸奥国(現青森県)八戸藩
6	寒中	享保12年1月25日	毛利讃岐守	長府毛利	
7	寒中	享保12年1月25日	津田武左衛門		旗本
8	余寒	享保12年閏1月2日	小笠原遠江守		豊前国(現福岡県)小倉藩
9	余寒強	享保12年閏1月15日	松平遠江守	5代広豊室実家	摂津国(現兵庫県)尼崎藩
10	甚暑	享保12年6月4日	毛利讃岐守	長府毛利	
11	甚暑	享保12年6月5日	橋本前中納言	徳山毛利縁戚	公家
12	酷暑之節	享保12年6月6日	毛利讃岐守	長府毛利	
13	甚暑之節	享保12年6月6日	吉川左京	岩国吉川	
14	甚暑	享保12年6月9日	吉川左京	岩国吉川	
15	甚暑之節	享保12年6月13日	松平遠江守	5代広豊室実家	摂津国(現兵庫県)尼崎藩
16	暑気甚	享保12年6月25日	松平遠江守	5代広豊室実家	摂津国(現兵庫県)尼崎藩
17	酷暑之節	享保12年7月15日	戸次上総介	3次元次流罪先	出羽国(現山形県)新庄藩
18	甚暑之節	享保12年7月15日	津田武左衛門		旗本
19	残暑之節	享保12年7月25日	井原市正	萩藩家臣	
20	残暑之節	享保12年8月18日	秋月長門守		
21	寒冷	享保12年10月	葉室中納言	初代就隆女嫁先	公家
22	寒冷之時分	享保12年11月12日	吉川左京	岩国吉川	
23	寒冷之節	享保12年11月26日	松平遠江守	5代広豊室実家	摂津国(現兵庫県)尼崎藩
24	寒冷之節	享保12年11月22日	吉川左京	岩国吉川	
25	寒気	享保12年12月4日	吉川左京	岩国吉川	
26	寒気之節	享保12年12月5日	葉室中納言	初代就隆女嫁先	公家
27	寒気	享保12年12月9日	桂主殿	萩藩家臣	
28	甚寒	享保12年12月15日	松平遠江守	5代広豊室実家	摂津国(現兵庫県)尼崎藩
29	寒中	享保12年12月25日	稲葉玄蕃	3次元次女嫁先	山城国(現京都府)淀藩
30	寒中	享保12年12月25日	酒井越前守	初代就隆女嫁先	安房国(現千葉県)勝山藩

【表1】作成の出典となった「御書案文」3によれば、年始に幕閣等へ宛てた書状については江戸から送ったとあり、毛利広豊がこの年に送ったすべての書状を網羅しているわけではありません。

【表2】就隆・元次の女の嫁ぎ先とその没年、および「見舞いの言葉」の有無

父(徳山藩主)	嫁ぎ先(夫)	没年	言葉の有無
初代就隆	岡部高成	延宝元年(1673)	×
	葉室頼孝	宝永8年(1711)	○
	京極高冬	延宝4年(1676)	×
	酒井忠榮	享保3年(1718)	○
3次元次	井上政敏	元禄12年(1699)	×
	内田正偏	寛延2年(1749)	△
	稲葉正恒	享保11年(1726)	○
	毛利元連	宝暦12年(1762)	×



「天気図」[大正12年(1922)8月30日午前6時](厚狭郡役所文書17-1)

天気 ⑥

あの日の天気は？～戦前の天気図から～

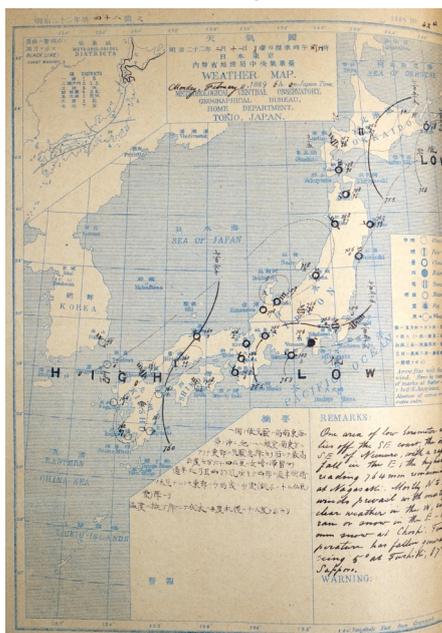
《気象観測と天気図の作成》

わが国の気象観測は、明治5年(1872)、函館に気候測量所が開設されたことに始まります。そして明治8年、東京気象台(のちに中央気象台と改称、現気象庁)が業務を開始し、さらに明治16年に天気図の作成が始まりました。下関測候所(赤間測候所、現下関地方気象台)が設置され気象観測を始めたのもこの年からです。翌明治17年からは天気図が印刷配布されるようになり、1日3回、全国の天気予報が発表されるようになりました(気象庁ホームページより)。

当館には天気図のまとまったものとして①梶山家文書(中央気象台発行:明治21年(1888)～明治24年)、②厚狭郡役所文書(下関測候所発行:大正11・12年・14年)、③県庁戦前戦後土木部文書(下関測候所発行:昭和19年(1944)・20年)などがあります。これらの中から、歴史の教科書に出てくる大きな出来事が起こった日がどのような天気であったのか見てみましょう。

《大日本帝国憲法発布の日》

大日本帝国憲法(明治憲法)は明治22年2月11日に発布されました。下の図は1日に3度作成されていた天気図のうち、2月11日午前6時のものです(「天気図」〈梶山家文書207〉)。



天気図の入手「気象綴」(戦前戦後土木部406)

厚狭郡役所文書の天気図に、値段の記載があります。これによると、大正12年における、1年間の価格は16円、半年が8円50銭、1か月が1円50銭でした。

写真の「気象綴」には、戦時中、軍事機密として一般には配布されなかった天気図が綴られています。これは県の河港課が高潮や洪水予報のため、天気図の厳重な管理に関して誓約書を書いた上で特別に頒布されたものでした。表紙の赤い丸印の所に㊟印が押されていました。

天気概況は次のとおりです。

「一個ノ低気圧ハ尚南東海岸ノ沖ニ、他ノーツハ根室ノ南東方ニアリテ東部ハ気圧急降セリ、而シテ最高示度七百六十四仏厘ハ長崎ニ滞留セリ、過半北乃至西方ノ風吹キテ、西部ハ過半快晴ノ天気ナレトモ東部ハ少雨或ハ少雪(銚子二十二仏厘ノ雪)降レリ」

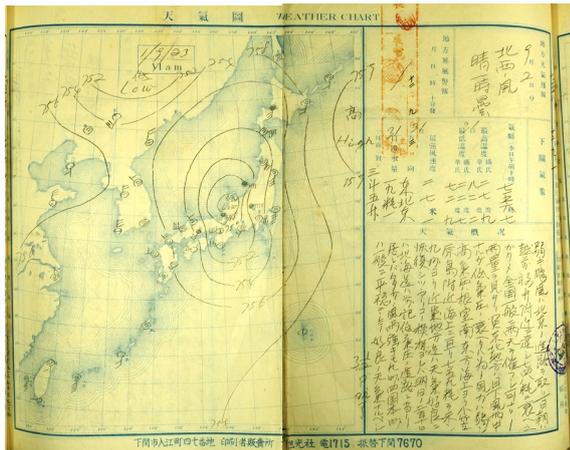
西日本は概ね晴れで、東日本の一部で雨や雪が降っていたようです。午前6時の赤間関(下関)測候所の観測データは、気圧761・風NW3・雨量7(24時間)・温度1度・天候雪となっています。なお、気圧の「764仏厘」などは当時の気圧の計測単位(水銀柱ミリメートル)による値で、1気圧は760mmHgでした。

「東京全市は十一日の憲法発布をひかえてその準備のため言語に絶した騒ぎを演じている。到るところ奉祝門・照明・行列の計画。だが滑稽なことには誰も憲法の内容をご存じないのだ。」

これは、お雇い外国人ヘルツが憲法発布前の様子を書いた有名な文章です。彼がこれを書いたのは憲法発布の2日前、2月9日ですので、その日の天気図を見ると全国的に曇り空でした。昼間の曇り空と憲法発布直前の街中の狂騒を思い出しながらこの文章を書いたのでしょうか。

《関東大震災》

大正12年年9月1日午前11時58分、未曾有の地震が関東地方を襲いました。次は、下関測候所が発行した午前6時の天気図です(「天気図」〈厚狭郡役所文書17-1〉)。



「弱キ台風ハ北東ノ進路ヲ取り、一日朝ハ越前福井付近ニ達シ七四八耗ニ衰ヘ、之ガタメ全国一般ニ雨ノ天ヲ催ヲシ、カナリ雨量ヲ見タリ、口東北地方ハ目下風雨中ナルガ低気圧ノ衰ヘタル為メ風力ハ弱シ。高気圧ハ根室南東方海上ヨリ小笠原島付近海上ニ亘リ、七五九耗ヲ示シ九州ヨリ近畿地方迄ハ天気好良ニ恢復シツツアリ。コノ模様ニヨレバ、明日ノ二百十日ハ北海道ハ前記

低気圧ノ進路ニ当リ居レバ多少ノ風雨強キモ、九州、四国、本州ハ一般ニ平穩ニシテ好良ノ天気ナルベシ」

心配された台風(前頁冒頭の天気図を参照)は勢力を弱め、台風の過ぎた西日本は天気が快復しつつあることを告げています。これから低気圧が近づく北海道以外は翌日の「二百十日」は平穩な天候になることが予想されています。台風一過に人々は一安心といったところです。

ところが思いもよらぬ大地震がこの半日後、関東地方を襲います。当然、9月1日の天気図では震災のことには触れていませんが、翌日の天気概況には「浜松以東震災ノ為電報不通」とあり、震災の影響で気象情報が入ってこなかったことが書かれています。

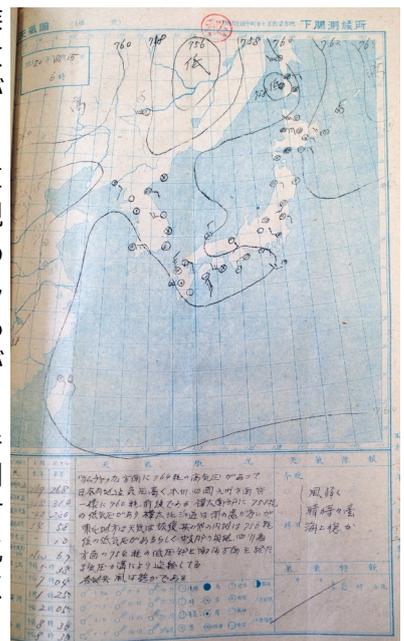
《終戦の日》

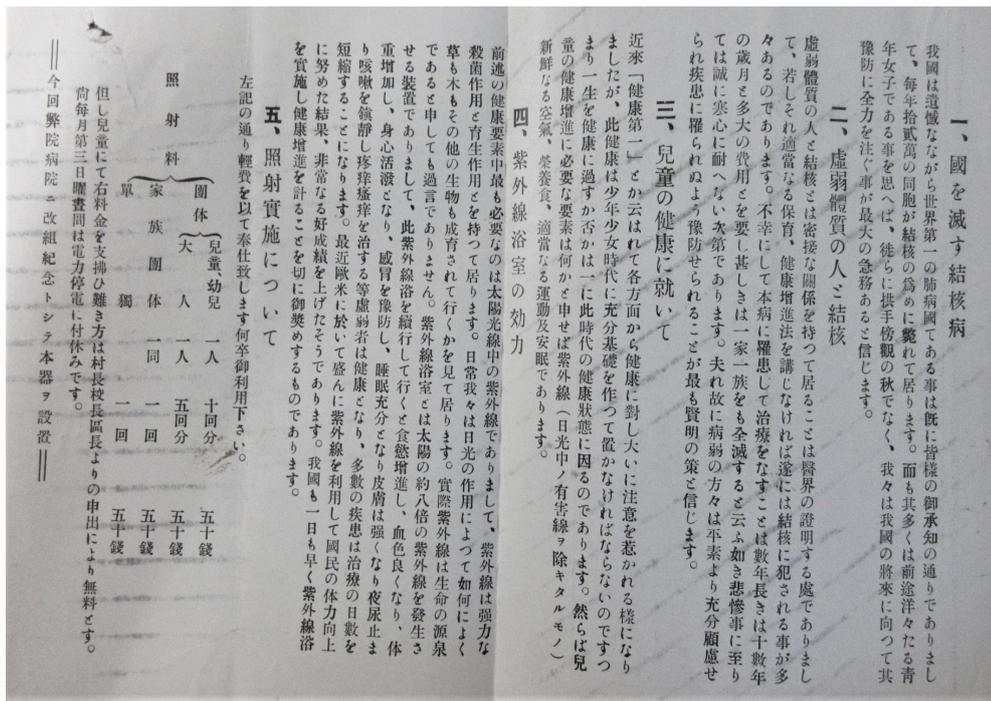
最後に、昭和20年(1945)8月15日、終戦の日の天気を見てみましょう。この天気図が綴じられている「気象綴」(県庁戦前戦後土木部406)は、前に紹介した2つの天気図とことなり、表紙や各天気図に「極秘」または「秘」の印が押されています。これは、戦時中、気象に関する情報は軍事機密で一般の国民には知らされなかったためです。この日の天気概況は次の通りです。

『『カムチャッカ』方面に764耗の高気圧があって日本内地迄気圧高く本州、四国九州方面皆一様に760耗前後である。樺太南部に758耗の低気圧があり樺太北海道は雨の処が多いが東北地方は天気は恢復。其の他の内地は756耗位の低気圧があるらしく中支那の奥地、四川省方面の754耗の低気圧部と渤海方面を経たる気圧の溝により連絡してゐる。各地共風は穏やかである。』

全国的に風は穏やかなものの、翌日発表の気象データを見ると、最高気温33.7度という暑い日であったことがわかります。このような天候のもと、正午の玉音放送により国民に終戦が告げられました。

翌16日の天気図には「本日は受信せる観測材料甚しく少き為め天気図の正確を期し得ざるを遺憾なり」とあり、終戦による混乱が窺えます。また、15日の天気図には朝鮮半島各地の気象観測データが記されていますが、この後、大陸の気象データの記載はごくわずかになっています。





「紫外線浴室案内」（吉田家文書〈上関町〉追加25）



天気 ⑦

日光浴から紫外線浴へ(1)

《紫外線浴室》

上の写真は、熊毛郡上関村（現上関町）の私立病院に設置された紫外線浴室の利用を呼び掛けるリーフレットです。説明文によれば、紫外線は「生命の源泉である」と言っても過言ではなく、「太陽の約八倍の紫外線を発生」させるこの装置の効能が次のように書かれています。

「食欲増進し、血色良くなり、体重増し、心が活潑となり、感冒を予防し、睡眠充分となり、皮膚は強くなり、夜尿止まり、咳嗽を鎮静し、疹痒癩瘡を治する等、虚弱者は健康となり、多数の疾患は治療の日数を短縮することになります」

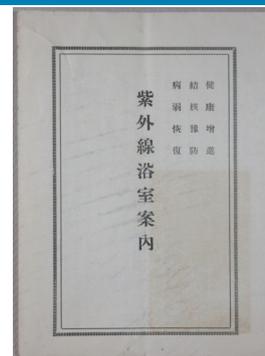
紫外線浴室は、医院から病院への転換を記念して設置されたものでした。つまり、新規開院の宣伝効果が期待できる装置であったといえます。リーフレットに発行年の記載はありませんが、こうした装置による紫外線の利用が多くみられた昭和初期のものと考えられます。

そして、紫外線浴室設置の目的として説明文の冒頭に記されたのは、「国を滅す結核病」の流行でした。

《結核の流行と対策》

産業化や都市化の進行を背景として、明治後期頃には結核患者数・死亡者数が増加の一途を辿っていました。人工気胸術の導入やBCGワクチンの開発など、新たな治療・予防法が登場しつつも、普及には時間を要しました。高額な費用が必要な入院治療を受けられる人は限られ、大正8年(1919)の結核予防法制定をうけて公立の結核療養所が各地で設立されたものの、患者数に比して十分な数ではありませんでした。

山口県では、大正元年に私立の虹ヶ浜病院が設立されましたが、病床数は僅か21床でした。公立の小串療養所が設立されたのは昭和14年(1939)になってのことであり、県内の結核による死亡者数は毎年2000名以上にのぼっていました。



紫外線浴室案内
(吉田家文書〈上関町〉追加25)

リーフレットを作成した病院名として裏面に「武内(内科)芥川(外科)病院」の記載があります。武内病院の医師である武内節三は明治39年(1912)に金沢医学専門学校を卒業した後、陸軍軍医として近衛歩兵聯隊に勤務し、退職後の明治45年に上関村で開業しました(『山口県史 下巻』昭和9年)。武内病院の前身である武内医院は内科・小児科・エックス線科が専門でした。

通俗的な医学書で勧められた結核対策は、栄養豊富な食事や空気浴・日光浴といった自宅療養でも可能な方法でした。中でも日光浴は、結核に限らず、皮膚の鍛錬など幅広い効果が期待できる健康増進法として推奨されていました。昭和初期には、屋内でも日光浴が可能な日光浴室(サンルーム)を備えた住宅が登場していました。

《紫外線の発見と産業界》

19世紀に入り、ヨーロッパでは日光に関する科学的解明が進み、赤外線や紫外線の存在が発見されました。殺菌など紫外線のもつ効果が明らかになった結果、20世紀初頭には日本でも皮膚科治療で紫外線の医療的利用が始まりました。さらにこの頃、くる病の予防や治療に有効なビタミンDが、紫外線により合成されることも明らかになりました。

こうした中で、居住地や季節に関係なく誰もが効果的に紫外線の効果を楽しむことができる装置が開発されました。それが、人工的に紫外線を発生させる紫外線ランプ(水銀石英灯・人工高山太陽灯)です。

このランプの製造に際し重視されたのは、電球部分で使用する紫外線の透過に優れたガラスの開発でした。第一次世界大戦の影響により、ドイツからの光学ガラスの輸入が途絶えたため、国内での製造が進む中でこの開発は進められました。大正末には実用化され、昭和5年(1930)には東京電気株式会社が紫外線透過ガラスを用いた一般向け紫外線ランプを発売しています。

なお、この頃の電灯会社は、水力発電による発電量の増加をうけた余剰電力問題を抱えていました。そのため、紫外線ランプの普及は、新たな電力需要を増加させる好機としても捉えられていました。



『保健時報』の「結核予防特輯号」
 (防長保健協会『保健時報』第113号、昭和11年4月、片山家文書(阿東町)206)

全国で開催された結核予防デーとあわせ、防長保健協会機関紙では結核予防特集号が発行されました。1面に掲載された「全国結核死亡数及総死亡一対結核死亡数」によれば、昭和9年(1934)時点における山口県の人口対1万人の結核死亡率は、中国5県で最多であったことが分かります。

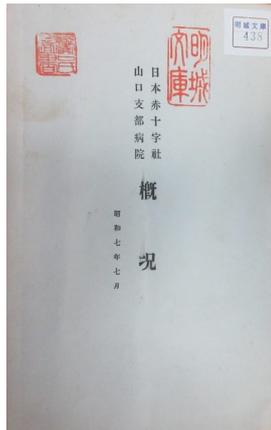
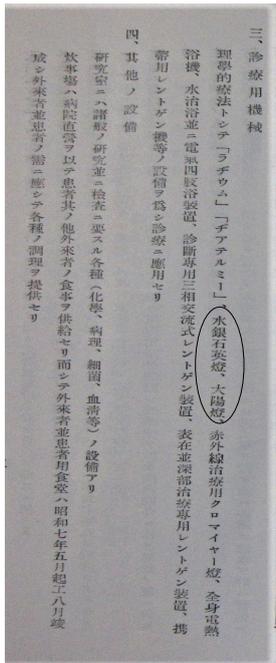
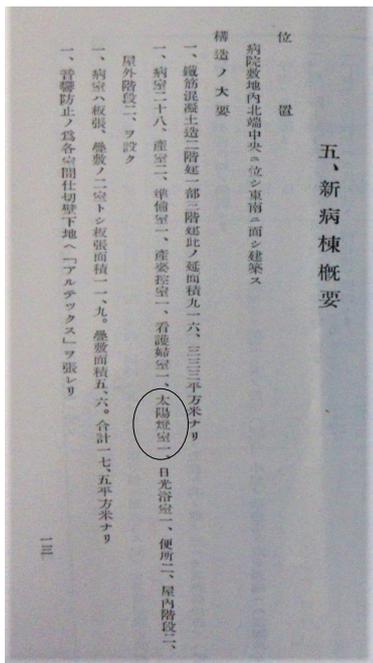


土肥式太陽燈浴室

(『日本学校衛生』19(10)大日本学校衛生協会、昭和6年10月/国立国会図書館デジタルコレクション)

紫外線治療をいち早く始めたのは土肥慶蔵(東京帝国大学皮膚科教授)と言われています。皮膚科学・泌尿器科学で多くの業績を残した土肥が考案したこの装置は「土肥式太陽燈浴室」と呼ばれました。金属製で円柱形の装置内部には紫外線ランプが設置されており、利用者は内部に裸で入って紫外線照射を受けます。ただし眼を保護するためゴーグルの着用は必要でした。多人数(直径6尺の小型は約10名、直径9尺の普通型は約20名収容可能)が同時に照射を受けることができます。

武内病院のリーフレットで照射料に団体料金が設定されていたことから、同院の装置もこれと同様のものと考えられます。



日本赤十字社山口支部病院の新病棟(昭和7年(1932)建築)には、太陽灯室が設置されました。

「日本赤十字社山口支部病院概況」(瀧口明城文庫438)

天気 ⑧

日光浴から紫外線浴へ(2)

《紫外線の利用》

紫外線ランプは様々な目的・場所で使われました。武内病院や日本赤十字社山口支部病院(上の写真)のような医療機関のほか、昭和12年(1937)の福岡県内では20校の小学校で設置されており、その目的は疾病の治療ではなく、結核をはじめとする疾病予防や体質改善にありました(松本熊太郎「紫外線浴室に就て」『関西医界時報』第332号、昭和12年)。

児童に対する照射はとりわけ推奨され、武内病院「紫外線浴室案内」(「日光浴から紫外線浴へ(1)参照」)にも、照射料の支払いが困難な児童は「村長・校長・区長よりの申出により無料とす」との一文がありました。健康は「少年少女時代に充分基礎を作つて置かなければならない」と考えられたためです。

やがて戦争の拡大とともに、児童の健康増進には、将来の兵力・労働力となる

「第二国民」の育成といった意味合いが加わっています。



紫外線ランプ(バイタライトランプ)

(『マツダ新報』19(2)東京芝浦電気、昭和7年2月/国立国会図書館デジタルコレクション)

東京電気株式会社が昭和5年(1930)に発売した「バイタライトランプ」。家庭での使用を想定して作られたため、医療機関などで使用される紫外線ランプよりも廉価であり、家庭用電灯に近い形状です。

日光浴と人体
——どんな効果があるか——
正木俊二

効率的な日光浴の方法
正木俊二「日光浴と人体—どんな効果があるか—」(『保健時報』第112号 昭和11年3月/片山家文書〈阿東町〉206)

日光浴はガラス戸やカーテン越しでは効果に乏しいが、「近頃紫外線を通させるヴィタクラスと言ふものが出来たが、風の烈しい時などは之を利用するのも好い方法である」など、より効果的な日光浴の方法を具体的に説明しています。

炭鉱など日照の少ない労働現場でも紫外線が重視されました。昭和15年(1940)に着工した関門トンネルの建設に際しては、坑内作業による紫外線摂取不足を補うため、下関・門司両方の現場労働者用に太陽灯浴室が設置されていました(下関地方施設部編『関門隧道』昭和24年)。

紫外線の利用は、医療・保健分野以外でもみられました。動物の生育を促す効果に着目して養鶏などの畜産業で導入されたり、紫外線照射による蛍光を利用した繭の品質鑑別も試みられました(『馬関毎日新聞』昭和4年7月13日付)。

また、日光浴についても、より効率的な方法が推奨されるようになりました。昭和11年の『保健時報』(防長保健協会、片山家文書〈阿東町〉206)には、直接日光を浴びることが望ましいが、強風の時には紫外線透過ガラス越しの日光浴でもよいとの記事が掲載されています。

紫外線および紫外線ランプの有効性や病症への適応については疑問視する説もありましたが、殺菌効果・新陳代謝の促進・ビタミンDの生成・カルシウムの吸収促進といった作用についてはおおむね認められるところでした。しかし、現代では、オゾン層の破壊による有害紫外線の増加をうけて、紫外線に対しては有効性よりも健康上のリスクが強く認識されています。

日光や紫外線と人々との関わりかたは一定ではありませんでした。そして、そうした関わりかたからは、その時々々の社会状況、疾病傾向、産業界の動向などが浮かび上がります。

【参考文献】

金凡性『紫外線の社会史—見えざる光が照らす日本』(岩波新書、2020年)

西川純司『窓の環境史 近代日本の公衆衛生からみる住まいと自然のポリティクス』(青土社、2022年)

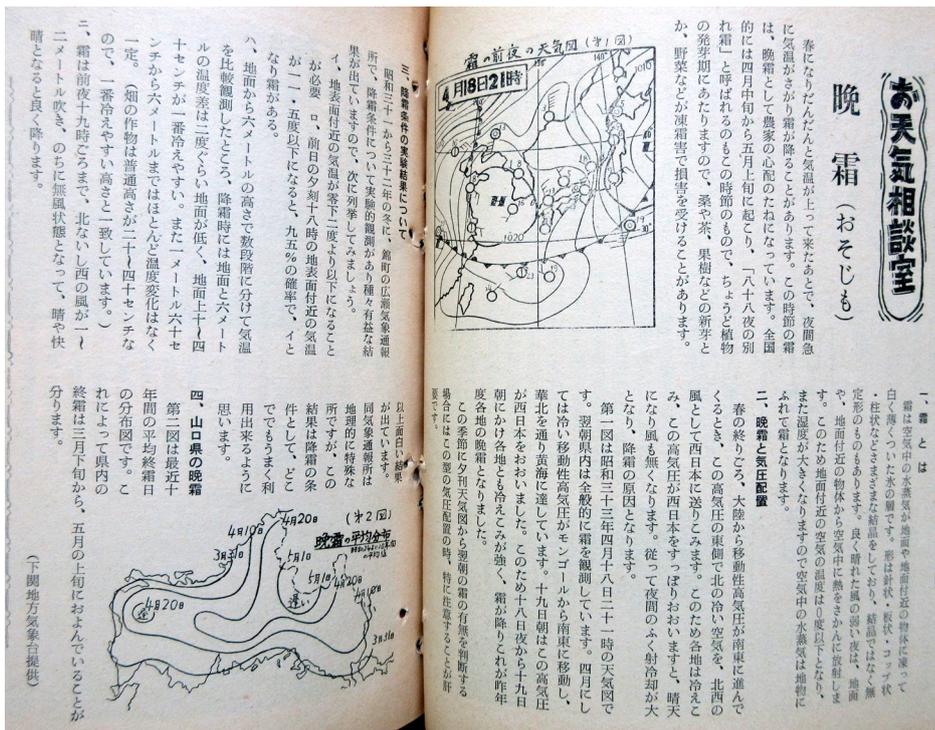


関門トンネル建設現場の太陽灯浴室
(黒川寛『関門トンネル 海底死闘六年』関門出版社、昭和18年/国立国会図書館デジタルコレクション)

『馬関毎日新聞』(昭和4年7月13日付)記事 「紫外線繭の鑑別に就て研究 大藤蚕業主任の談」

山口県蚕業主任技師大藤兵太郎氏は、県蚕業試験場長町田弘氏と共に十日門司市に至り、東京電気株式会社門司出張所を訪れ、紫外線に依る繭の鑑別に就て研究し、十一日帰来して語る

紫外線は各種のものに利用されてゐるが、今回は繭の良否善悪を鑑別する目的で、門司の出張所を訪ふたのであるが、実験は蚕業試験場から町田君が持参した十二種の繭を実験に供したので、同出張所では杉山岡村両社員の製造にかかる会社のギバ太陽灯を用ひて、先づ始に高温多湿の時期に上簇せしめた不良繭を実験したが、その結果、色相は濃紫色に現はれたるもの多く、黄色は極めて少なく、次には前者とは全く反対の高温乾燥の時期に上簇した良繭を実験せしめた処、色相は前と反対に濃紫色極めて少なく、黄色のもの大多数を占めた。単に之によつて繭の善悪を按ずると紫外線に繭を附せしめて黄色を呈すれば良繭で、濃紫色のもの多ければ悪質の繭であることを断定し得る様である。併しながら各方面から研究されてゐるのによると、色相は単に上簇の際の關係に止まらず、繭の品種・飼育の方法、飼育中の温室其他繭の雌雄にも關係あるものゝ如く考察されることになつてゐる。尚持参した十種の繭に就て紫外線を以て色相を鑑別しその色別によつて今後蚕業試験では各項目を分ち研究することにした



山政のしおり 67号 (1959.04)~72号 (1959.09) (1950年代総務-40) **天気 ⑨**

お天気相談室

《『山政のしおり』の記事として》

昭和28年(1953)から発行された山口県の広報誌『山政のしおり』のうち、第61号(昭和33年10月号)～第68号(同34年5月号)までに、「お天気相談室」という記事があります。

執筆は、同連載が始まる前年の9月に測候所から地方気象台へと昇格した下関地方気象台が担当しました。各号の記事の内容は以下のとおりです。

- 第61号 気象警報と注意報
- 第62号 季節風とは
- 第63号 季節風とは何か(承前)
- 第64号 突風の話
- 第65号 春先の気象と火災
- 第66号 温度と動物植物の季節
- 第67号 晩霜
- 第68号 梅雨の話

普段の天気予報で使われる用語の解説から、農作業等にも影響が出る気候現

象まで、様々なテーマを、季節を先取りして取り上げています。同気象台は、これ以前にも災害予防記事や農業関連記事を執筆することはありましたが、「天気」を記事名に冠し、連載するのは初めてでした。

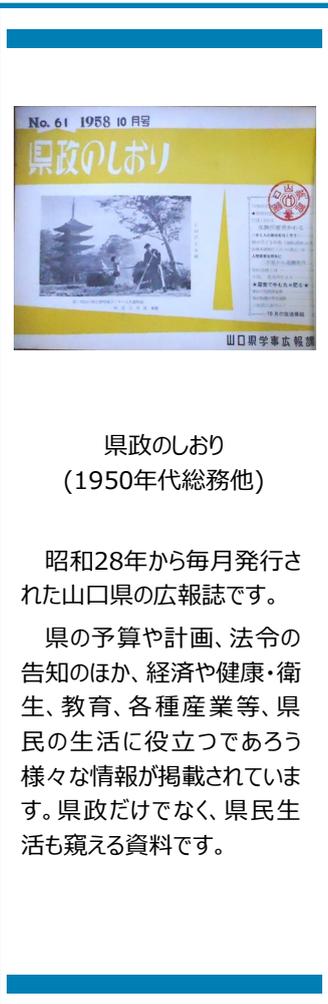
《天気相談》

この「お天気相談室」というコーナー名自体は、刊行当時さほど珍しいものではありませんでした。

現在も気象庁はじめ、各管区気象台に天気相談所があり、気象に関することや気象・予報用語の解説等の相談、関連資料の閲覧に対応していますが(気象庁ホームページ)、この「天気相談」という語は、同所開設時から使われていた語です。

同所は昭和21年7月に中央気象台予報課に開設され、気象に関する問い合わせや、気象台の見学案内等、気象台および気象知識の普及業務を担いました(『気象百年史』、気象庁、1975年)。

これは、戦時中に国(企画院)によって



機密化された気象情報を、再度市民へ開示していく動きのひとつとして位置づけられるものです。そして、戦前から行われ、戦時中に中断していたラジオ放送による天気予報の再開等のように、気象台から市民へ一律に情報を発信するだけでなく、市民の個別の疑問(ニーズ)に応えるという点で、それまでの事業とは一線を画する、「特殊な性格」(大野義輝「天気相談所と気象サービス」『測候時報』27-3、1956年)のものでした。

このサービスは次第に浸透していったようで、開設から10年経った昭和31年に同所のサービスについてまとめた記事「天気相談所と気象サービス」(前掲)から、利用状況がわかります。それによると、業務量としては、マスコミへの気象情報の提供・解説、市民からの電話・来所での天気・気象に関する問い合わせへの対応で一日が終わる状態だったようです。問い合わせの内容は、行楽先の天気予報や海外の取引先の気候から一般的な科学知識に関するものまで多岐にわたったようで、このサービスの懐の深さとニーズの多様さが窺えます。

同記事には問い合わせの主体(サービスの対象)は「都民」と表現されています。利用者の多くが中央気象台所在地である東京都(およびその周辺)の住民だったことがわかります。当時、天気相談所は、中央気象台に続く形で札幌・仙台・大阪・福岡の各管区気象台のほか各地の気象台・測候所に開設され、各地域における普及・広報活動を担っていました(名古屋地方気象台「名古屋気象台における広報活動」『測候時報』20-4、1953年)、串崎利兵衛「札幌気象百年史」(『測候時報』43-3・4・5、1976年)等)。天気相談は、天気予報業務とセットで地域に即した情報を提供するものだったと言えるでしょう。

測候所時代も含め、下関地方気象台に天気相談所が開設されたことはなかったようです。ただし同時期に、新聞・ラジオ等への天気予報の通報に加え、天気予報サービス電話を開始し(昭和32年)、県内各地に拡大する等(～42年)、基幹業務内で地域の需要に応えるサービスを展開していました(『山口県の気象100年』下関地方気象台、1983年)。



▲「下関気象台・下関観測所 下関市(写真)」
(写真 広報課大型写真62)

《山口県の天気相談》

『県政のしおり』に「お天気相談室」が掲載されたのは、このように県民の気象に関する知識・情報への興味・関心が高まり、気象台としても県内のサービスを拡充した時期でした。改めていくつかの記事を見てみましょう(下線筆者)。

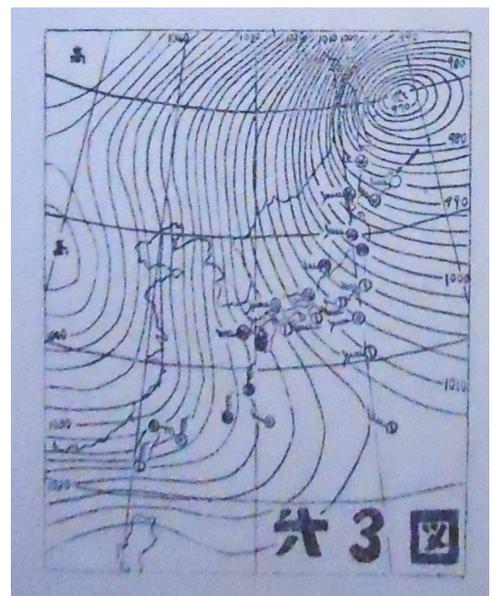
◆第61号「気象警報と注意報」

…これら警報、注意報の中には山口県で発表されたことがなく今後も発表されることはまずないと思われるものがかなりあります。それに皆さま方が気象通報によって災害の防止や軽減をどうするかにあるのですから、ここでは山口県に関連の深いものを解説いたします。

◆第63号「季節風とは何か(承前)」

風は地形の影響で強められたり弱められたりします。陸上では海上に比べますと地物などのために弱くなりますし、また山などがあると山の風下側ではずっと弱くなります。山口県のように地形が複雑になりますと季節風の吹き方も場所によってかなり違いますが、大きく分けまして日本海側と瀬戸内側との特徴を述べましょう。

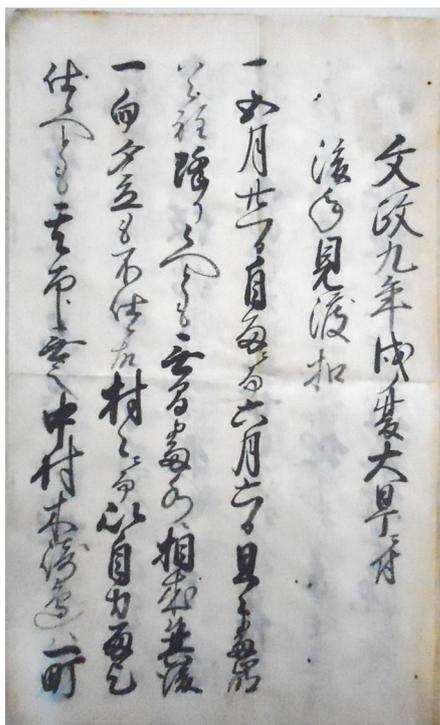
一般的な解説に加え、山口県ではどうなのか、県内で生活する上での需要を意識した記述になっています。前頁(表面)の写真にある晩霜の記事も、発生の仕組み等の説明の後、県内各地でいつ頃まで発生リスクがあるかを示しており、県民にとってはかなり実用的な内容になっています。当時関心の高かった気象に関する知識を、地域に引き付けて解説する記事の掲載は、当時のニーズに応える試みだったのでしょう。



▲『県政のしおり』第63号の「お天気相談室 季節風とは何か」挿図(1950年代総務-38)。西よりの風＝瀬戸内側で強く風が吹く時の天気図。



気候 ①



文政九年戌ノ夏大旱二付
後年見渡控

一、五月廿一日自雨二而六月六日且々番崩
候程降り候へとも無間番水二相成候、其後
一向夕立も不仕候故、村々二而以自力雨乞
仕候へとも其印無之、中村・木崎辺八一町

※番水ばんすい・ばんみす・旱のとき
の用水の利用制限。順番を決めて田へ
水を引く。「番崩」は番水をやめる番
水しなくてもよくなること。

早二付雨乞一件控のうち文政九年戌ノ夏大旱二付後年見渡控（野村家文書1318）

雨乞の基準と手続き

神仏に雨が降ることを祈る雨乞(雨請)。言うまでもなく、雨が降らない＝旱(ひでり)のときに行われたものです。江戸時代、防長地域では、いつ、どのようなときに雨乞を行ったのでしょうか。また、どのような手続きで雨乞を行ったのでしょうか。わかりやすい資料のひとつに、文政9年(1826)に吉敷郡吉敷村(現山口市)の玄濟寺で行われた雨乞に関する文書をまとめた「早二付雨乞一件控」(野村家文書1318、以下「一件控」)があります。これを中心に、江戸時代後期の現山口市周辺における雨乞の様子を紹介します。

《早と雨乞》

雨乞の経緯は「一件控」のうち、概要を記した「文政九年戌ノ夏大旱二付後年見渡控」(上写真、以下「見渡控」)から把握できます。

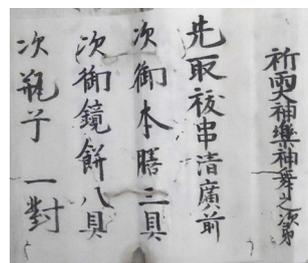
まず、雨乞の実施を判断する基準は何だったのでしょうか。「見渡控」によると、文政9年の場合は、5月21日に雨が降った

後、6月6日に少し降った以外は夕立すら降らない日が続く、6月20日に代官へ雨乞祈禱の実施を願い出ています。このとき雨乞を願い出た中村・木崎の2郷は、吉敷村の中でも特に状況が深刻でした。水利施設のあり様(保水能力)によって差は出ると考えられますが、少なくとも吉敷村の場合は、雨が降らない期間が1カ月くらいになると旱と判断され、雨乞祈禱の要請が出されたようです。

このときは、吉敷村だけでなく、山口盆地周辺が全体的に旱だったようです。山口多賀社の神職、高橋有武の日記(多賀社文庫1202-4)には、6月18日から7月28日まで、雨乞の雨乞踊や祈禱等の記事が見られます。

《さまざまな雨乞》

雨が降らない日が続く中、村の人たちはまず、「自力を以て雨乞」していました。野村家文書の中に具体的な方法は書かれていませんが、先述の高橋有武の日記や



上下宇野令存内祈雨御祈禱王子之舞大神樂一件
(多賀社文庫503)

雨乞は寺院だけでなく、神社でも行われました。写真は山口多賀社(現山口市)で行われた雨乞祈禱に関する資料です。明和5年(1768)の記録等により構成されています。

多賀社の記録の中には、同社が雨乞祈禱を行うようになった元禄以降の記録の抜き書き等ものこっています。

『防長風土注進案』等を見るに、雨乞踊等が行われたと考えられます。

そのような自力での雨乞に「印(しるし=験)」がなかったことから、6月20日に代官へ雨乞を願い出しました。これを受けて、代官はその日のうちに、吉敷村の龍蔵寺へ17日間の雨乞祈祷の指示を出します。

しかし、村としても何かしたいので、以前の旱の際に効験があった玄濟寺へ、費用等は村持ちで雨乞をお願いしたい旨を、翌21日に代官へ願い出しました。これについてもその日のうちに許可が出、玄濟寺も祈祷を引き受け、22日から17日間の雨乞祈祷を行うことになりました。

このようにして、文政9年の雨乞は、代官の指示による(公的な)雨乞と、村が希望し、飯料や供物料を拠出して行う雨乞の、2本立てで実施されることとなりました。

《寺の雨乞祈祷》

「一件控」は、玄濟寺の雨乞に関する記述や帳簿を中心に構成されています。以下、どのように祈祷が行われたのかを見てみましょう。

祈祷は玄濟寺の僧と同村内の関連寺院である光福寺の和尚、計14人で、毎朝7つ時(明け方)から夜4つ時(夜中)まで行われました。その際に読誦された經典・修法等は、「一件控」のなかの「請雨■〔勤カ〕行日鑑」にみることができます(下写真)。「請雨呪」のように雨乞に関係することが直接的にわかるものだけでなく大般若經転読や法華經読誦等、様々なことが行われました。

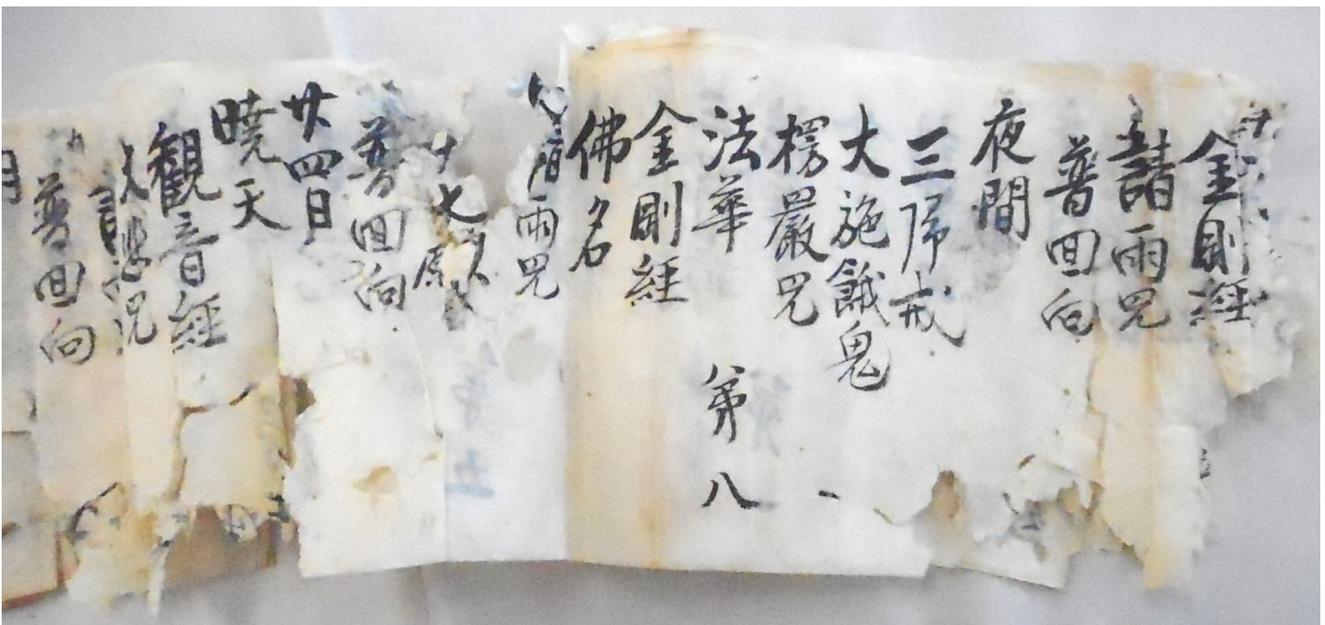
庄屋や畔頭をはじめ、村人たちも参詣したり野菜等を持ち寄りたりと、様々に奉仕しました。29日には関連寺院がある秋穂村黒淵(現山口市)へ赴き、海に八大龍王の旗や酒等を供えたところ、翌30日に雨が降り出します。更に7月1日に方便山(鳳翽山)に登り、山神の旗等を供えると、その日のうちに大雨が降って吉敷村の旱は解消しました。

《野村家文書と雨乞》

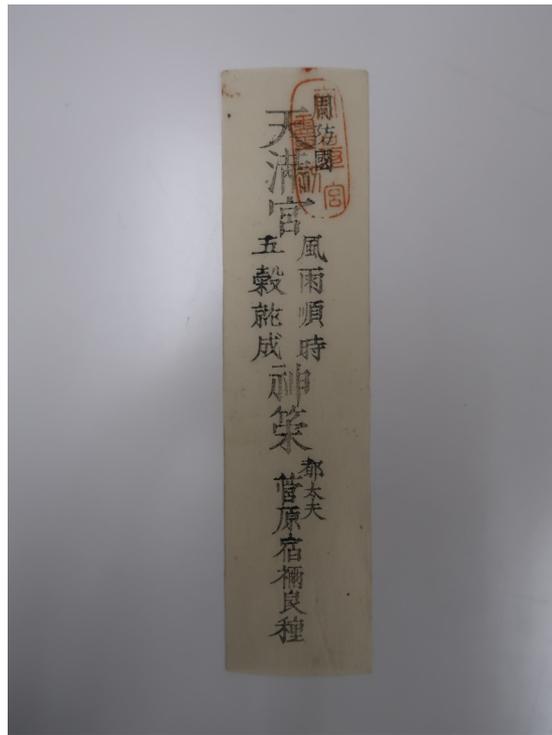
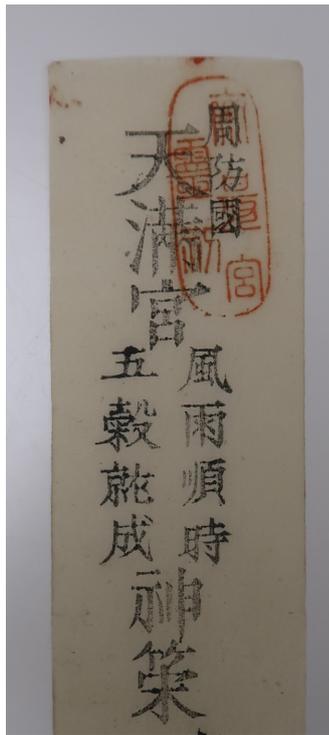
野村家文書に含まれる雨乞の記録は、今回紹介した文政9年のほか、安永3年(1774)、寛政10年(1798)、同11年、文化4年(1807)、文政12年と、近代に入りますが明治5年(1872)の文書がのこっており、そのいずれもが6~7月(現在の7~8月)に行われています。この時期は稲の成長に水が必要な、まさに「水要之時節」でした(「見渡控」)。そういう時期の少雨が「旱」とされ、雨乞の対象となったのです。

ただし、雨乞が必要とされたであろう旱は、文政4年等、上記の年以外にも起きていたことが、前出多賀社神職の日記等から窺えます(多賀社文庫502、1202)。野村家は吉敷村の庄屋等を務めた家です。今回のように、村が費用を負担して行った雨乞については、供物料等の管理把握が必要であったため、資料がのこったものと考えられます。

なお、文政4年の旱の際は、同時期の萩でもほとんど雨が降りませんでした。文政9年の旱の時は萩では降雨が確認できます(毛利家文庫19日記22「御当職所日記」)。地形の変化に富む防長地域では、旱の範囲も様々であったことがわかります。



▲旱二付雨乞一件控のうち請雨■〔勤カ〕行日鑑 文政9年6月に玄濟寺で行われた修法等のリストです。23日夜と、24日明け方の部分です。虫損が多く、判読しにくいところも多有りますが、おおよその内容が窺えます。



周防国天満宮風雨順時五穀成就神策都大夫菅原宿禰良種（小田家〈柳井市金屋〉護符304）



＊11

気候

②

天気と身近な信仰

《護符とは》

守護の霊符のことで、護身符・守護符・御符・神符・お守り・守札などともいいます。紙や木片などが用いられ、神仏の名や影像・経の要文・種字などが直筆あるいは版本で記されており、神璽(シジ)や宝印を押ししたりしたものです。この護符を持つことによって、符札の加持護念により加護を受けるといいます。祈祷の儀式にともなって作成される場合が多いようです。

用い方もさまざまで、戸口に貼り付ける方法(門守)、室内や神棚に供える方法、肌身につける方法(肌守)、腕や腰に結ぶ方法(腕守・腰守)、飲み下す方法、座布団の下に敷く方法(敷符)などがあります。

護符の種類としては、無病息災・家内安全・天下泰平・五穀豊穰・交通安全・合格祈願などがあり、魔除けを祈るものが多いほか、病難除け・雷除け・虫除け・災難除けなどがあります。

《柳井市金屋小田家の護符資料》

小田家は江戸時代の柳井津町(現柳井市)を代表する町人、商人であり、諸商い・絞油業・地主経営・塩田経営などで発展をとげました。そのため護符も、個人の健康や平安を祈願するものから、家の経営に関わるさまざまな祈願を込めたもの、また商売先や旅行先で受けたものまで、実に多様な「祈りのかたち」を知ることができます。

護符は同家の屋根裏にまとめて保存されていたもので、年号が記されたものはほとんどありませんが、江戸時代のものが多く含まれているようです。(『文書館ニュース』No.51より)

当館にはさまざまな護符資料が所蔵されています。護符には、人々が神仏に対してどういうことを願ってきたかが示されており、その願いは切実なものです。そこには日々の生活のありようが具体的にみえてきます。



大歳龍神社天気順行五穀成就祈啓太玉串
(小田家〈柳井市金屋〉護符472)

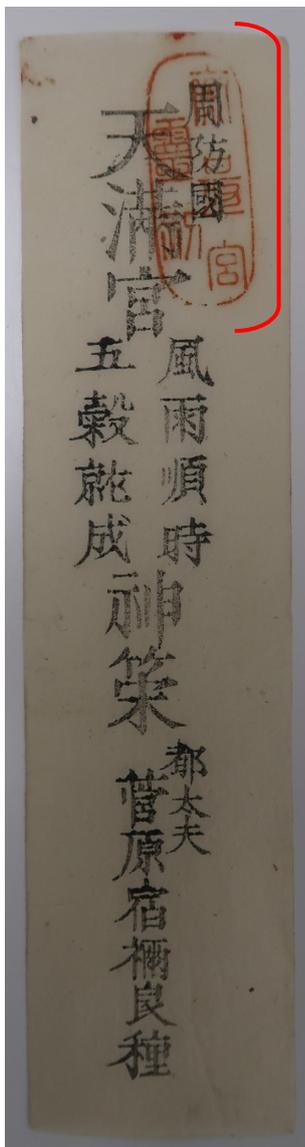
小田家(柳井市金屋)の護符資料は、文書館に約3,874点所蔵されています。

神霊のよりましとして、“大歳龍神社”・“太玉串”の語句が使われています。大歳神は豊作・豊年の神で、龍神は気象や海流の流れをつかさどっており、全国的に庶民にも身近な神様として祀られています。この護符は、小田家の近くにあった大歳社のものかもしれません。

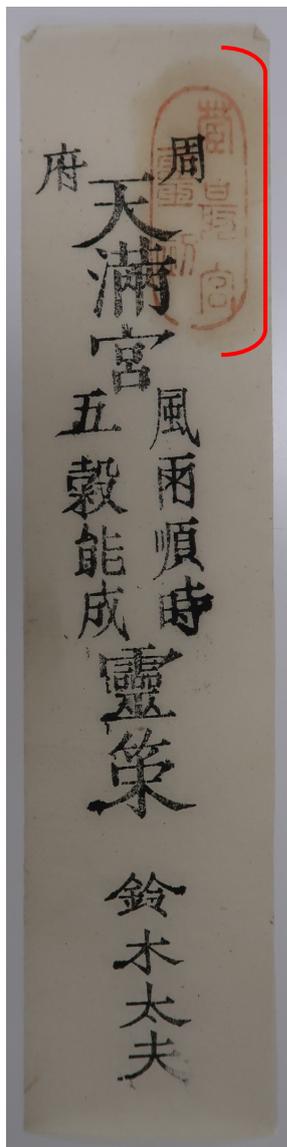
《天気に関連した護符》

写真①・②は、“風雨順時”、雨や風などの天候が滞りなくめぐり、“五穀成就・五穀能成”、五穀がよくできるよう願う護符です。写真③は、“風雨順時”と“昆虫退散”、五穀がよくできるよう田畑の守護が願われています。天満宮では五穀豊穰を願う祈祷が行われていたようです。

“鈴木太夫”や“都太夫菅原宿禰良種”、“都太夫”は、『角川日本姓氏歴史人物大辞典35山口県』をみるに、江戸時代の天満宮祀官鈴木衛門菅原実信家や同じく天満宮祀官の都治部菅原朝雅家などの天満宮祀官の流れをくむ家に関する宮司かもしれません。宮司が祈祷の儀式を行い、天満宮で作成されたことがうかがえます。

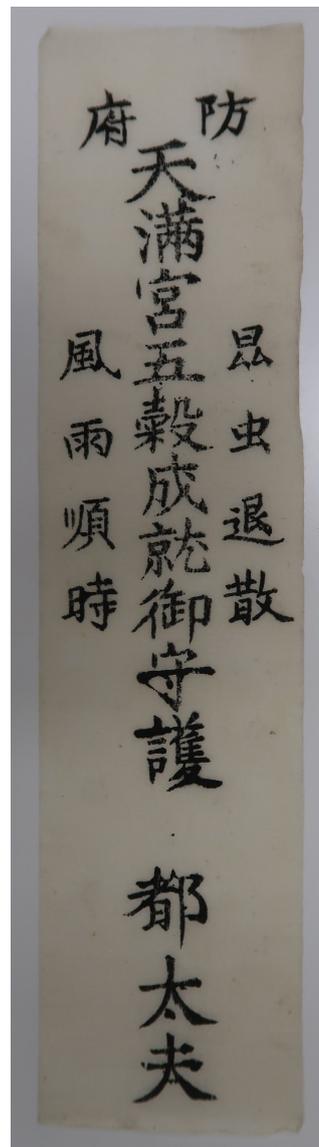


斎
霊
最
初
宮



菅
霊
最
初
宮

※写真①・②には、“斎霊最初宮”または“菅霊最初宮”の印が押されています。これは最初に菅原道真公を祀った神社ということを記しています。



写真① 周防国天満宮 風雨順時五穀成就神策 都太夫菅原宿禰良種 (小田家〈柳井市金屋〉護符304)

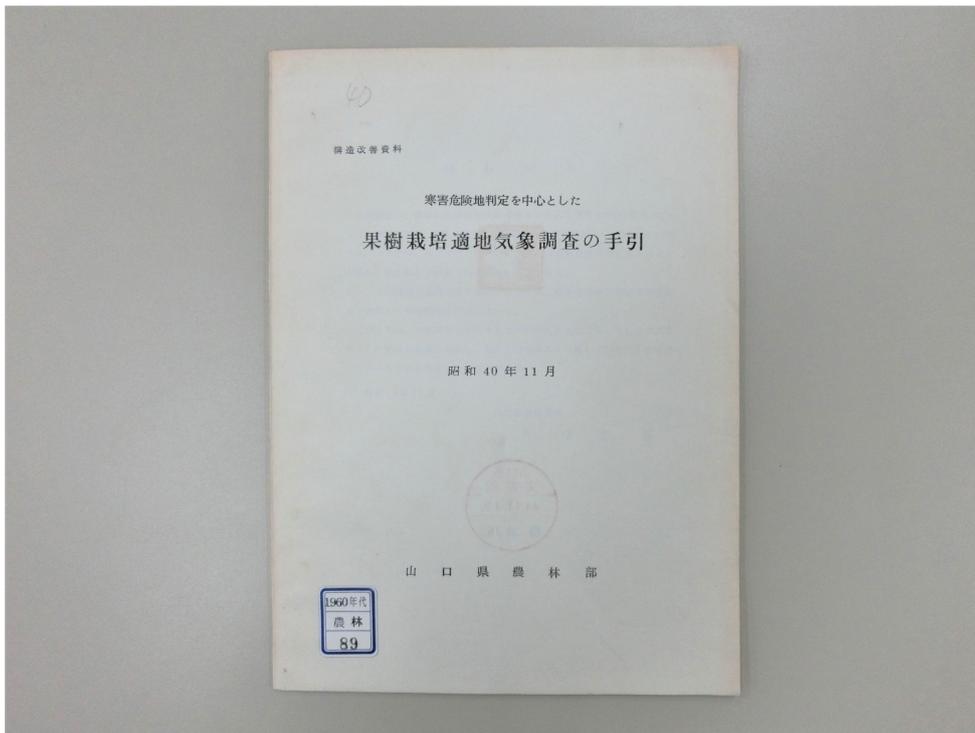
写真② 周防国天満宮 風雨順時五穀能成靈策 鈴木太夫 (小田家〈柳井市金屋〉護符305)

写真③ 防府天満宮 五穀成就昆虫退散風雨順時御守護 都太夫 (小田家〈柳井市金屋〉護符306)

《防府天満宮(周防国天満宮)》

防府天満宮(周防国天満宮)は菅原道真と、道真の遠祖である天穗日命・武夷鳥命・野見宿禰を祀っています。古くは松崎天神と称しており、道真が逝去した翌年には創建されていたことから、日本最初の天満宮とされています。

主祭神の菅原道真には農耕・正直・至誠・冤罪を晴らす・学問・芸能・和歌・蓮歌・厄除け・武芸など、さまざまな御利益があります。



果樹栽培適地気象調査の手引（1960年代農林89）



＊12

気候

③

山口県の気象調査 (1)

《気象調査》

気象現象が発生したとき、直ぐに現場をみることは重要ですが、どのような順序で調査するか、調査上のポイントをどこにおくか系統的に整理しておくことが大切です。

朝倉正著の『気象調査法—基礎と応用—』には、気象調査全般に共通した取り組み方が説明されています。

・第1段階：これから調査を始める現象について過去の研究成果を知る。そのためにはすでに発表された論文を集めて、要旨をまとめて知識を深める。

・第2段階：第1段階の知識だけで調査報告のスケルトン(資料全体の内容の一覧表)をつくり、既存の知識に追加調査すべき事項を決める。

・第3段階：調査開始。調査対象の視点を整理すると、①水平分布、②時間変化、③統計的特性(再現確率など)、④他の現象との関連、⑤地域特性、⑥

原因の追究、⑦対策、⑧問題点の指摘、などがある。

このように段階立てて調査していき、最終的に報告書を作成します。

《昭和38年1月豪雪》

12月末から2月初めまでの約1か月にわたり、北陸地方を中心に東北地方から九州地方の広い範囲で降雪が持続しました。冬型の気圧配置が続く中、前線や小低気圧が日本海で発生して通過したため、平野部での降雪が多くなり、このため、交通障害や通信障害、停電、農業被害が多く発生しました。三八豪雪(さんぱちごうせつ)などとも呼ばれます。中国地方西部でも未曾有の豪雪となり、山間部では積雪が数メートルに達しました。

山口県では、最低気温および降雪量ともに下関地方気象台が明治16年(1888)に開設されて以来の記録になりました。降雪量は山間部で最大2メートルを越え、最低気温も氷点下13度を記録



昭和38年豪雪 除雪作業 (グラフ山口-総務209)

昭和38年の家の屋根の雪降ろし作業の写真です。

豪雪地域ではないにもかかわらず、瓦がまだ見えない状態でもなお、人の肩以上に雪が積もっています。

山口県の徳佐地区は根雪期間81日、最高積雪深185cmという未曾有の豪雪だったようです。

し、豪雪で道路交通はほとんど途絶状態となり、県で初めての雪害対策本部が設置されるなど、県民の生活や産業にも多大な影響を与えました。



旧阿東町徳佐の豪雪

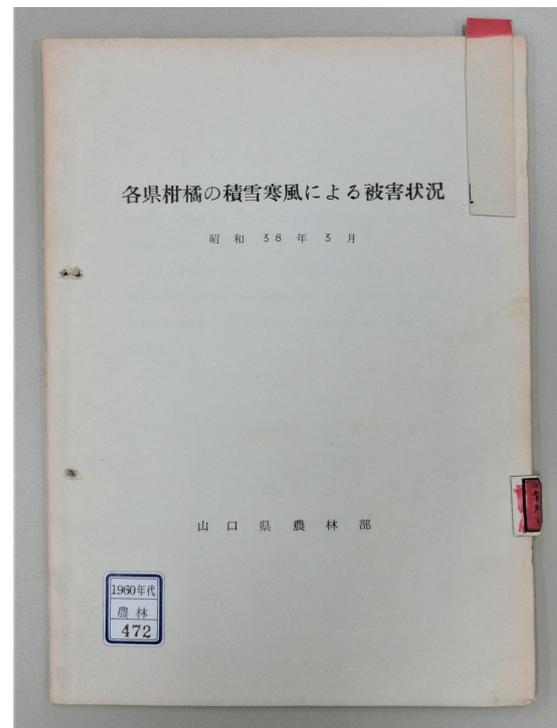
(下関地方気象台編、『山口県災異誌 第3巻』、山口県、1972年。国立国会図書館デジタルコレクションを加工して作成)

《果樹栽培の被害》

豪雪をともなった異常寒波による農林産物の被害は著しく、このことを契機として、県では果樹関係の適地調査の必要性が考えられました。

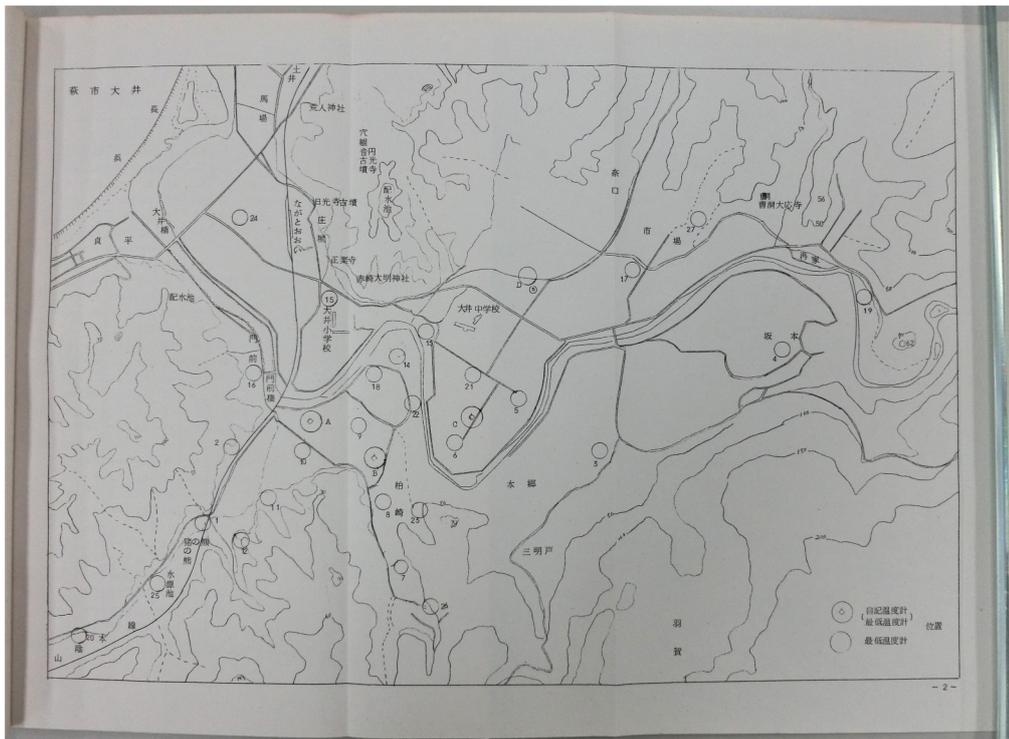
果樹関係の被害として、山口県農林部の『各県柑橘の積雪寒風による被害状況』(1960年代農林472)によると、防府から宇部までの内海中部の温州みかんを栽培している地域では、氷点下11度の低温が確認され、育苗中の苗木や、植え付け1～2年目の幼木の被害が著しく、葉は黄変して、離層(葉や果実が落ちる前に柄に生じる特殊な細胞層のこと、離層が水や栄養を止めることで、葉は枯れ落ち、果実は脱離しやすくなる)すらも形成されずに枯れしぼみ、日の経過とともに枯れ込みが目立ち、春の植栽計画に支障が出るほどでした。

萩などの夏みかんの栽培地域では、氷点下の低温が続くことで果実が凍結し、生果の価値はほぼ失われ、葉は黄変しています。その後の様子も、苦味の進捗とともに果皮も寒さでしぼみ、苦味と酸の減少がみられ弱い風にあたっては落葉、落果するような状態でした。特に成木などは次年に及ぼす影響が大きく、開花しても実がなるものは半数程度と考えられると予想されるほどでした。このことから低温による寒害危険地の判定は重要で、調査地区を設定して気象調査が実施されました。



各県柑橘の積雪寒風による被害状況
(1960年代農林472)

2月に神奈川県と東京都それぞれで行われた果樹関係の会議において発表された報告書です。全国の柑橘栽培地域をもつ県の被害状況が記載されています。



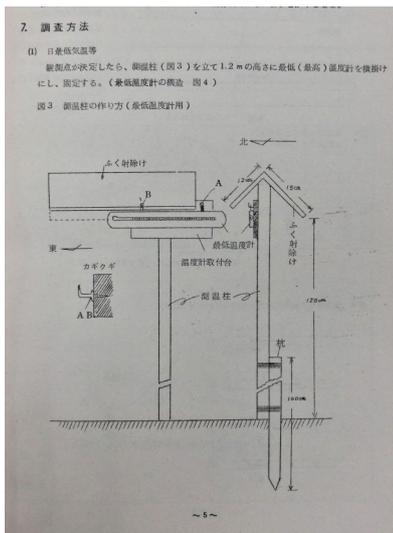
果樹栽培適地気象調査成績表（1960年代農林482）



山口県の気象調査 (2)

《果樹栽培の適地気象調査》

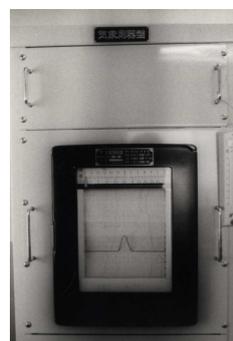
山口県農林部の『寒害危険地判定を中心とした果樹栽培適地気象調査の手引き』(1960年代農林89)は、果樹の適地に関する気象調査を実施するための案内書として著されました。



寒害危険地判定を中心とした果樹栽培適地気象調査の手引き (1960年代農林89) 測温柱の作成方法や設置の仕方が図で説明されています。

- ①調査目的：寒害に焦点をしぼり、調査を実施
- ②調査地区の選定：寒害のおこりそうな地区
- ③調査の項目：最低(最高)気温、
気温の日変化、
冷気層の厚さ、風向風速など
- ④観測点の選定：基準点と一般観測点
- ⑤調査器具の配置
- ⑥調査時期と調査時間
- ⑦調査方法：調査器具の設置方法、
観測野帳の記入方法
- ⑧結果のとりまとめ方法

大別的な気象調査の取り組み方に沿っています。図や表が多数使用され、調査するにあたっての注意点や調査器具の取り扱い方法が詳細にまとめられています。



気象測器盤 (グラフ山口-商工343)

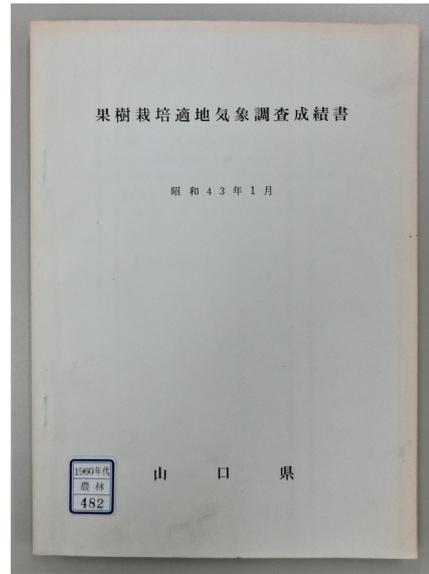
中に自記温湿度計が入っているのがみえます。

政府機関または地方公共団体が気象観測を行う場合、使用される気象測器は気象測器検定に合格していなければなりません。検定では、気象測器の種類に応じて材料、部品及びその組み合わせなどが適切であるかを調べる「構造検査」と、個別の精度を調べる「器差検査」の2種類の検査があります。

《調査の結果》

山口県の『果樹栽培適地気象調査成績表』(1960年代農林482)は、これまでの果樹栽培に関する気象調査結果をとりまとめています。調査時期・調査地区地図・測点からの最低・最高温度表等をつけて各調査地域ごとに結果がまとめてあります。

この調査結果を参考にこれからの計画の調整が行われる地区も見られました。写真②は夏みかんを栽培している萩市の大井地区の最低温度表です。この調査結果では、冷気が停滞しやすく夏みかんの寒害をまねくため、粗く織ったむしろを被せるなど、冬季の防寒が是非必要と報告されています。



表紙【写真①】

果樹栽培適地気象調査成績表(1960年代農林482)

萩市大井の最低気温表【写真②】

果樹栽培適地気象調査成績表(1960年代農林482)

基準点、気象台最低温度表(その1)

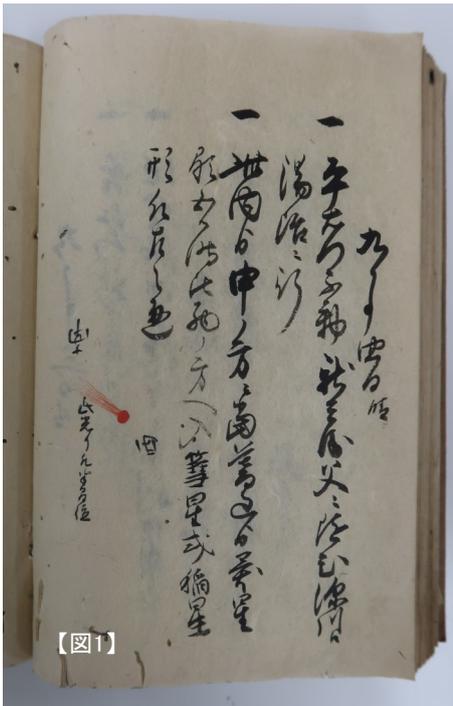
月	基準点		下関 気象台			
	妙 寺	年永・中町	最低温度	風速 (m/s)	風 向	夜間の天気推移
1月	最低温度	最低温度	最低温度	風速	風向	夜間の天気推移
8日	-1.0	2.0	2.6	8.0	NW	曇時々小雪
9日	2.6	3.0	2.8	8.9	NW	晴後曇
10日	-1.4	0.3	2.3	4.8	SSE	曇時々小雨
11日	-2.5	-2.1	0.2	13.4	NW	快晴、風強し
12日	-3.4	-2.2	-2.5	11.7	NW	雪降、たまり止んだり
13日	-1.0	-0.8	-1.1	9.1	NW	雪降、たまり止んだり
14日	0.8	1.3	0.6	6.8	NW	曇時々快晴
15日	3.2	4.0	3.4	6.5	WNW	曇時々快晴

写真③は下関市の吉見妙音寺と年永中町の調査表です。基準点の記録と下関地方気象台の最低温度表が確認できます。下関地方気象台では、最低温度のほかに、風速・風向・夜間の天気推移も記載しています。

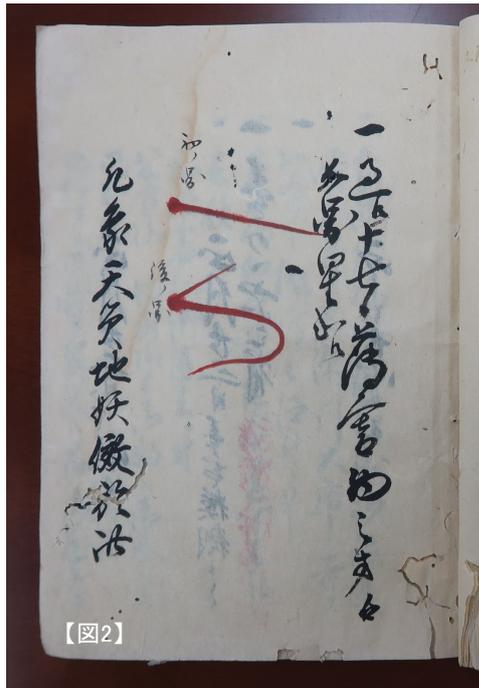
下関市吉見妙音寺・年永中町最低温度表と

基準点、気象台最低温度表【写真③】

果樹栽培適地気象調査成績表(1960年代農林482)



【図1】



【図2】



＊14

【図1】「密局日乗」文化4.9.4条 右：【図2】「同」天保2.1.21条(毛利家文庫19日記18)

自然現象①

彗星・流星・日食と文書館資料(1)

《各地に残る近世天文史料》

大崎正次編『近世日本天文史料』(原書房 1994年)は、江戸時代の天文現象に関する史料を、日食、月食、流星、彗星といった類別にまとめ年代順に紹介した研究書です。個々の現象につき解説も付され、概要を知る上で便利です。また、全国の博物館、文書館・公文書館などが、江戸時代の天文現象を記した史料を紹介する展示を行い、その展示資料をウェブサイトで紹介しています。各地に残る史料を知る上で参考になるものです。

当館所蔵資料にも、江戸時代に目撃された彗星、流星、日食などの天体現象を記したものがあります。そのほとんどはこれまで注目されていないものです。今年のアーカイブズウィークにあわせて、把握できた記事の概略を文書ごとに紹介しましょう。

《1. 「密局日乗」》

「密局日乗」は萩藩密用方の日記です。明和2年(1765)から慶応元年

(1865)まで129冊が残ります(毛利家文庫19日記18、欠年有)。密用方は藩主や藩重役の指示を受け、先例、毛利家の歴史、家臣の由緒などの調査を行ったり、特命による記録作成などを担当した役所です。ところが「密局日乗」には、業務とは直接関係のない、藩内でのふしぎな出来事、自然現象、風聞などの記事も収録されています。その中に天体現象に関する記事8つを見つけることができました。

最初の記事は享和元年(1801)2月4日条、「今夜星月ヲ貫ク、月光常ニ変リ、暫シテ星スリ違ヒ候」です。「今夜星が月の前を通り過ぎた。月光は通常とは異なるようすで、しばらくして星が月とすれ違った」という意味でしょうか。

また、目撃した星を描いた図のある記事も2つあります。文化4年(1807)9月4日条には「此内ノ申ノ方ニ當暮過ル異星 頭、五ツ時頃西ノ方へ入、彗星或稲星、形凡左之通」と記され【図1】が描かれ、



「密局日乗」

「密局日乗」には、藩内で目撃されたふしぎな動物に関する記事(例えば萩越ヶ浜に打ち上げられた怪獣の話や三隅村野波瀬で打ち殺された「おとせい」など)もあります。これらについては平成27年度アーカイブズウィーク「文書館動物記」解説シートNo.22『「密局日乗」の中のふしぎな動物たち』で紹介しています。当館ウェブサイトからご覧いただけます。

天保2年(1831)1月21日条には「過ル十七日薄暮、西之方江如凶星出ル」とあり、【図2】が描かれています。【図2】には「初ノ凶」「後ノ凶」とあり、星の動きも伝えていきます。天保6年8月25日条にはハレー彗星の記事があります。そのほか、文政2年(1819)5月23日条、同4年4月25日条、同8年6月29日条、天保7年7月8日条にも天体現象に関する記事があります。

《2. 毛利家文庫「17年表」》

毛利家文庫「17年表」は、江戸時代に作成された各種年表を集めた項目です。各年表の性格は、藩庁諸役所が業務上作成したもの、個人がまとめたものなどさまざまです。このうち4点に彗星記事などを確認できました。

(1)「毛利家年表」(17年表43)

享保17～天保7年(1732～1836)の年表です。「嘉永三庚戌秋写之 典雅堂秘蔵」とあるので、個人編纂の年表を嘉永3年(1850)に写したもののようです。これには元文2年(1737)1月に「彗星西方ニ出ル」とあります。今回把握した限りでは当館資料中もっとも古い彗星記事になります。これを含め9つの記事がみえます。

文化8年(1811)には「八月二日、彗星、北斗ヲ貫出」とあります。フラウゲルギュウス彗星です。3つの記事が載る天保2年には、1/17「西方珍星出、又銀雲人の字の如し」、3/29「夜中光物不絶、有明の如し」、4/6「日輪三体、出頭如し」とあります。「日輪」とは太陽の周囲に生じる光の輪、日暈(にちうん)です。

ほかには寛保2年(1742)1月、同3年11月、明和6年(1769)、文化4年に記事があります。

(2)「草舎年表」(17年表37)

文禄4～天保14年(1595～1843)の記事を載せる全15冊の年表で、草刈泰彦が編纂したものです。この中に天文現象に関する記事6つがあります。もっとも古い記事は元文2年1月ですが、その内容は(1)と同じです(右写真)。典拠史料が同一なのかもしれません。

文化8年8月条に「全月上旬より西北ニ当り流れ星出る、少し引き有之、俗説稲星といふ」とあるのはフラウゲルギュウス彗星、天保6年8月23日条の「此頃彗星西方ニ見ゆ、尤宵の内穂先東へさす」はハレー彗星の記事です。ほかに寛保2年1月、同3年11月、明和6年に記事があります。

(3)「年表」(17年表41)

明応6～安政6年(1467～1859)の年表です。大正7年(1918)に毛利家が児玉愛二郎(元長州藩士・宮

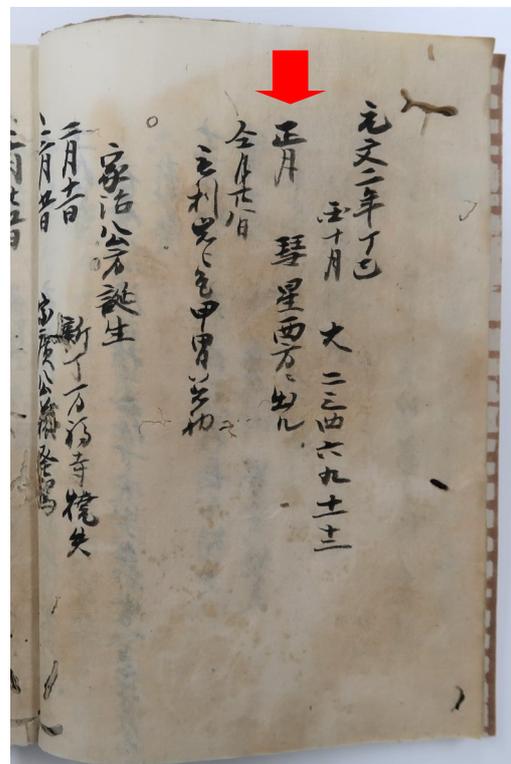
内省図書頭)から借り受け謄写したものです。明和6年と安政5年8月19日条に彗星記事があります。後者は、非常に明るく長期間にわたって観測されたドナチ彗星に関するもので、「八月十九日頃ハ長星又ハスイ星共申星、宵ニ西ノ方山端ニ見、次第ニ高く成、南方へ寄、九月十八日頃ニ消」とあります。

(4)「御家年表」(17年表46)

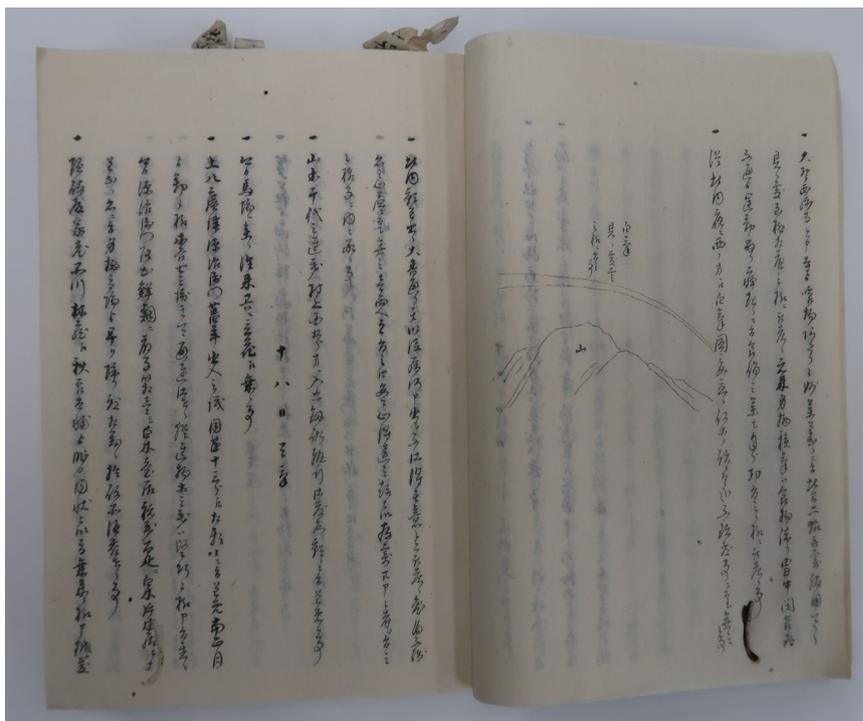
明応6～天保7年の毛利家及び防長両国の諸事件を年別に記載する年表です(『毛利家文庫目録』)。天体現象に関する記事は、文政8年(1825)8月、天保2年、同6年8月の3つが確認できます。

文政8年の記事は「八月彗星出ル」「八月夜明ノ明星三ツアラハル」とあります。この年の彗星については、『近世日本天文史料』に「大彗星、昴宿・畢宿の間に出現、九月末に及ぶ」との綱文が立てられ、多数の史料が紹介されています。各地で観測された彗星のようです。

天保6年8月の記事はハレー彗星に関するもので、「八九月、孛星乾方出現、中国洪水」とあります。「孛星(はいせい)」とは帚星、彗星の異名です。彗星出現が中国での洪水発生という凶事と関連づけて記録されています。



「草舎年表」元文2年正月の記事



【図3】「浦日記」天保14年2月17日条(毛利家文庫71藩臣日記2 (62の14))

自然現象②

彗星・流星・日食と文書館資料(2)

《3. 「浦日記」》

「浦日記」(毛利家文庫71藩臣日記2)は、萩藩寄組土浦鞆負(ゆきえ)が文政8～明治3年(1825～70)に書き記した日記です(全62冊)。鞆負は当職・当役など萩藩重職を務めた人物で、その日記は幕末政治史を解明する上での重要史料として知られています。

この日記には天文現象に関する記事も多く含まれています。特徴的なのは、日食に関する記事が7つもあることです。最初の記事は天保13年(1842)6月2日条で、前日の日食につき「昨日七ツ過、日食七歩半之事」と記しています。また、同14年11月1日条、嘉永2年(1849)2月1日条、同3年7月1日条、同5年11月1日条、安政3年(1856)9月1日条、文久元年(1861)6月1日条にも記事があります。日食が始まった時刻、太陽がもっとも大きく欠けた時刻、日食が終わった時刻、日食の程度などを記録しています。当館

所蔵資料でこれだけ日食記事がまとまって残るのは「浦日記」だけでしょう。

彗星記事は1つだけあります。文久元年5月25日条に、「頃日暮時分北之方江星壹ツ出、大サ大白星ノ太ク白輝を中空へ射、暁方東方へ廻り候事」とあります。暮時北の空に大きく輝く星、これはテバット彗星と呼ばれる彗星です。

天保14年2月17日条には、夜、西方に雲のような「白気」が見えたといい、【図3】を描いています。ただし鞆負は、「いかなる理由による現象だろうか、珍しいことでもない」とも記しています。

《4. 「有武日記」》

山口五社の一つ、多賀社の大宮司高橋有武の日記です。文政6年(1823)から天保10年(1839)まで12冊が残ります(多賀社文庫1202-1～1203-6)。この日記にも彗星関係の記事が6つみえます。文政8年(1825)8月21日条、天保2年(1831)1月条、同4年5月、6月、7



『岩邑年代記』

岩国藩の年代記「岩邑年代記」には慶長5年(1600)から文久2年(1862)までの記事が収録されています。この中にも天文現象に関する記事がみえます。もっとも早い記事は、延宝8年(1680)、「十月十五日珍星出る」とあるものです。17世紀後半の記事として注目されます。岩国徴古館から『岩邑年代記』(一)～(十)が翻刻出版されています。

月条、同10年7月条です。その中には、「是を一説ニハ兜星とも申候、いつれ軍事出来可申杯と申候、肥後と薩摩と出入有之、軍ニ成杯と申候」(天保4年5月条)とか、「此内以昼之日中より星之見へ候ハ六月朔日を見へ、豊年星ニ而有之候」(同10年7月条)など、彗星の出現を戦乱や吉事と関連づけた記述がみえるのも特徴的です。

《5. 渡辺諄「日記」》

江戸時代、萩藩士(無給通・身柄一代遠近付)であった渡辺新七(諄)は、嘉永4年(1851)から明治28年(1895)までの日記44冊を残しています(隅家文書1~44)。居宅は熊毛宰判塩田村(現光市塩田)にありましたが、勤務のため萩・山口に居住する期間も長く、また世子毛利元徳の御供を命じられ、江戸、京、大坂に出向くこともありました。

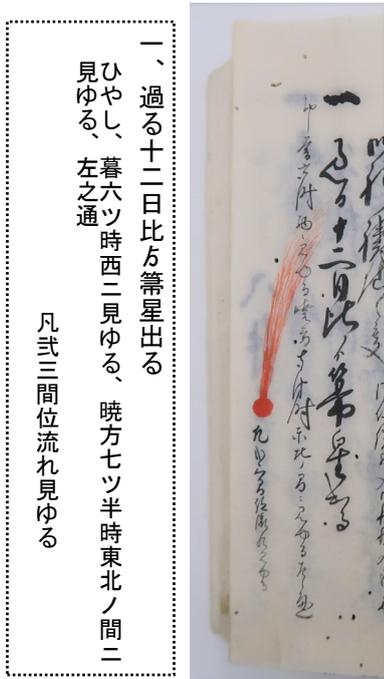
幕末期の日記から、3ヶ所、彗星に関する記事を発見できました。注目すべきは、そのいずれにも彗星の図が描かれている点です(下写真参照)。

安政5年(1858)8月、参勤交代に従い江戸滞在中であった新七は、同地でドナチ彗星を見ました。15日条に「過る十二日比方彗星出る ひやし、暮六ツ時西二見ゆる、暁方七ツ半時東北ノ間二見ゆる」と記し、【図4】を描き、「凡式三間位流れ見ゆる」と注記しています。

文久元年(1861)5月26日条には在所塩田村でテバット彗星を眼にしたようすが記されています。「一昨廿四夜方戌亥之方二当り彗星見ゆる、午年之彗星と違ひ尾引余程長し、暮六ツ時方見ゆる」とあり、彗星がどの方向にいつごろから見えたとかを記すとともに、「午年之彗星」すなわち安政5年のドナチ彗星と比べて、今回の彗星の方が尾が長いという違いも指摘しています。【図5】を描き、「外ノ星と違ひ、光少し、尾ハさき程薄し」と注記しています。

翌2年8月5日条にも彗星の記事があります。当時新七は世子元徳に随従し江戸に向かう途上であり、4日は伊勢国石部宿(現三重県四日市市)、5日は関宿(同亀山市関)、6日は桑名宿(同桑名市)辺りを通行中でした。このころスイフト・タトル彗星を眼にしました。「此間方暮六時戌亥之方二当り彗星見ゆる」と記し、【図6】を描くとともに、「戌亥ノ方暮六時過見ゆる、如此尾を引く」と注記しています。

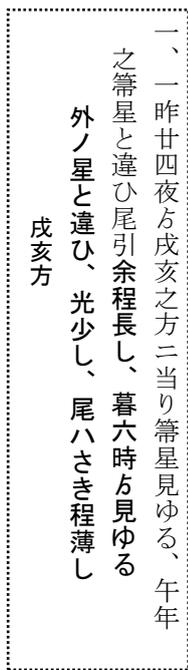
新七は、幕末の5年間に3つの彗星を見ました。時代が大きく変わろうとする中、彼は彗星出現にどのような感情を抱いたのでしょうか。



一、過る十二日比方彗星出る
ひやし、暮六ツ時西二見ゆる、
暁方七ツ半時東北ノ間二
見ゆる、左之通

凡式三間位流れ見ゆる

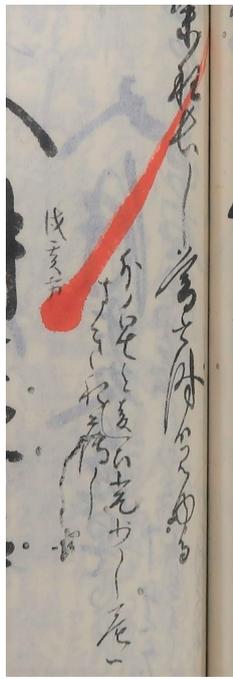
渡辺諄「日記」【図4】安政5年8月15日条



一、一昨廿四夜方戌亥之方二当り彗星見ゆる、
午年之彗星と違ひ尾引余程長し、
暮六時方見ゆる
外ノ星と違ひ、光少し、
尾ハさき程薄し

戌亥方

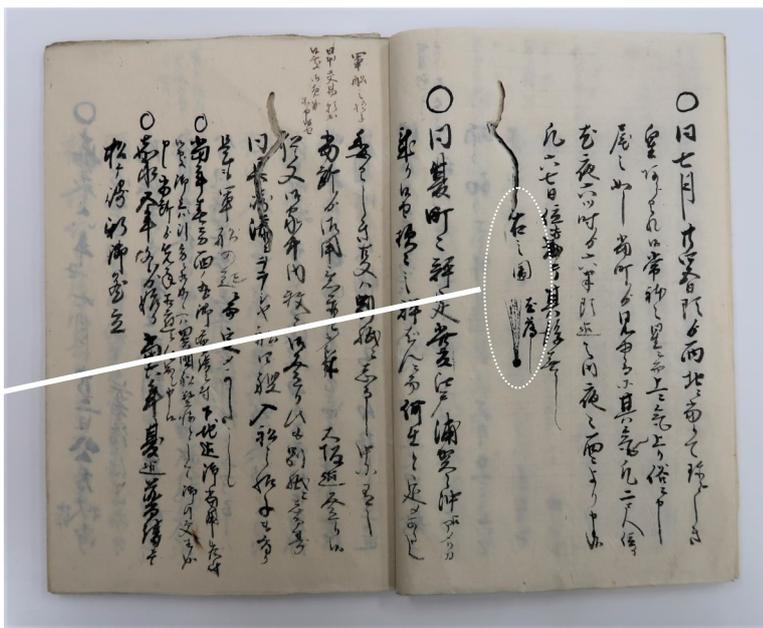
【図5】文久元年5月26日条



一、此間方暮六時戌亥之方二当り彗星見ゆる
戌亥ノ方暮六時過見ゆる、
如此尾を引

【図6】文久2年8月5日条

*ゴシックが写真部分の積文



【図7】「異録」（柳井市金屋小田家文書909） **自然現象③**

彗星・流星・日食と文書館資料(3)

《6. 「異録」》

「異録」(柳井市金屋小田家文書909)は、江戸時代、岩国藩の商都柳井津町(現柳井市)の豪商であった小田家に残された文書です。嘉永3～安政元年(1850～54)の柳井津ほか各地での出来事、大風、洪水、大地震等の自然災害、ペリー来航、将軍薨御、近隣神社の祭礼などさまざまな記事がみえます。その中に嘉永6年7月下旬、柳井津で目撃した彗星に関する記事があり、【図7】が描かれています(上写真)。

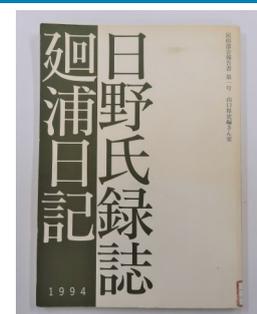
記事は「同(嘉永6年)七月廿四五日頃方西北二当りて珍しき星あらわれ候、常体之星ニ而上ニ気上り、俗ニ申尾之如し、当町を見当るに其氣凡二尺位イ、尤夜六ツ時方六半頃迄之内、夜々西ニより申候、凡六七日位も出テ其後無し」とあります。7月24～25日ころから西北の空に彗星が現れたこと、その尾が2尺ほど(約60cm)あり、6～7日間見えたことなど

が記されています、また、彗星の尾の明るさを「尤薄し」と記しています。この彗星は、ドイツ学者が発見したクインケルフェーズ彗星のようです(『近世天文史料』、「川崎市に残されていた天体現象の記録」『川崎市青少年科学館紀要』2018等)。

《7. 「元文後記」「宝暦後記」》

「元文後記」(多賀社文庫1197)は山口五社の一つ多賀社の神職家に残された多賀社文庫の1点であり、「宝暦後記」(安部家138)は山口町の有力町人安部家に伝来した文書の1点です。いずれも江戸時代の山口町を中心に各地の出来事を記す年代記です。伝来を異にするものの、江戸時代の山口町でこのような年代記が継続的に作成されていたことがわかる興味深い例です。天文現象関係記事は「元文後記」に1件、「宝暦後記」に5件確認できます。

「元文後記」延享4年(1747)7月27日条には、「七月廿七日夜五ツ時、火の



『日野氏録誌』

江戸時代、玖珂郡本郷村品秀寺の住職日野氏が記した山代地方(玖珂郡北部)の年代記です。元禄9～延享3年(1696～1746)のできごとを記しています。天文現象に関する記事は元禄9年2月に「旗星出ル」とあるのがもっとも古く、ほかに宝永4、同5、享保17、寛保3年にもみえます。山口県史編さん室民俗部会報告書第1号として刊行されています(1994年)。

玉飛」とあります。流星、それとも何かの自然現象だったのでしょうか。

「宝暦後記」明和6年7月条には、「七月比_レは_レき星(注一ほうき星)出現相成候、東方_レ始て、壱間計と見え申候所二、後程長く相成、[]ハツ時_レ明方迄見え申候、後程おそく出現、某事も七月廿六日見初申候、八月廿二三日比_レ見へ不申候事、或曰、いな星、五穀星、軍星など_レ色々御噂申候事」とあります。彗星は7月26日から約1ヶ月見えたこと、彗星出現を人々がさまざまに噂したことが記されています。また、「十月中比_レ西天に又は_レき星出現有之、暮六つ時_レ五ツ時迄、十月末より八見へ不申候」ともあり、彗星は10月後半に再び見えたようです。フランス人学者メシエが発見したこの彗星は、日本全国でも観測されており、『近世日本天文史料』に各地の記録が収録されています。

このほか、明和7年、同9年、安永2年に「異星出現」に関する記事、また、明和元年11月には「日輪」が京都で3つ、大坂で2つ出現したとの記事があります。

《8. 宇野家文書「風説書写」》

「風説書写」(宇野家文書12)は、江戸時代、萩藩熊本宰判下久原村(現岩国市周東)に居を構え、幕末期、近隣諸村の庄屋を務めた宇野家に残された文書です。この文書の中に、安政5年(1858)8月、ドナチ彗星を眼にした時のようすが記されています。ドナチ彗星はとても大きな彗星で、当時79才であった記主(名前の記載無し)は、「これまで自分は3度『掃木星(注一ほうき星)』を見たことがあるが、今回のような大きなものは初めて見

た」とその大きさに驚き、「古今の『珍星』だと世間で評判にしている」とも記しています。18C後期～19C中期に生きた79才の老人が、生涯で3度彗星を見たと述べているのも興味深い点です。

《9. 内田家文書「彗星之説」》

江戸時代後半、萩藩小郡宰判台道村(現防府市)の庄屋を務めた内田家の文書に「彗星之説」があります(内田家文書和漢174)。年欠(幕末期か)で記主も記されていませんが、その内容は、「去ル七月」、戊亥(西北)の方角に毎夜現れた「木曜星」を「豊年の吉星」とする考えを述べたものです(下写真・釈文参照)。

記主は、この星を「ほうき星」と呼んだり、「悪星」とみなすことは間違いだとし、陰陽師として名高い安倍晴明の時代のエピソードを紹介しています。かつてこの星が出現した際、人々が「悪星が出た」と嘆くと、晴明はそれを否定し、これは「吉星」であり、「この星を信じ、祭り奉るものは『大福長者』になること間違いなし」、「大吉星である」と力説したといひます。また、星に五穀(米・粟・稗・大豆・小豆)を戊亥の方角に向け捧げると良いこと、また、この星が出現する間は年々豊作で、特に火難・水難を逃れ、厄年にも少しも祟りがない、という話を紹介しています。

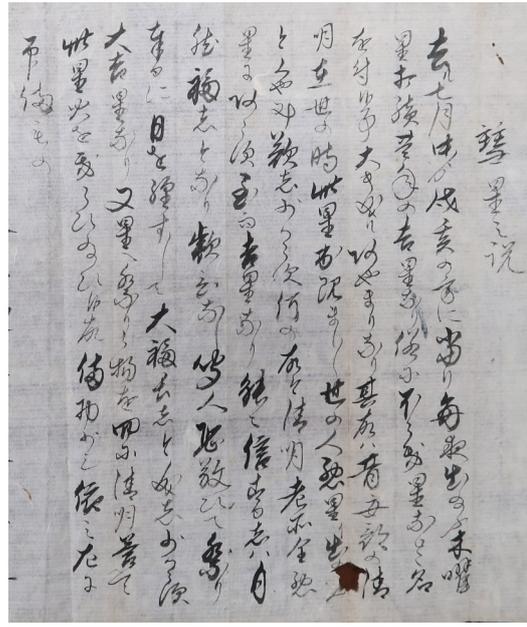
古来、彗星の出現は、凶兆(不吉なことのまえばれ)と捉えられることが多いのですが、一方でこのように吉事として理解されることもありました。吉凶いずれにせよ、ひとびとが彗星出現を天からの何らかのメッセージと理解しようとしていたことがよくわかります。

彗星之説

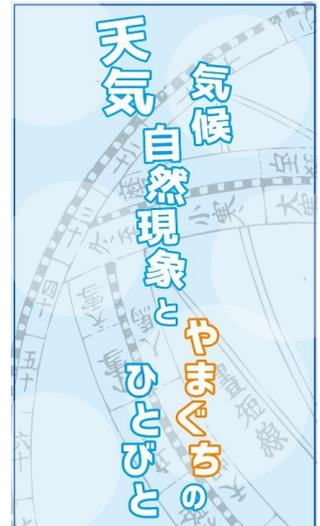
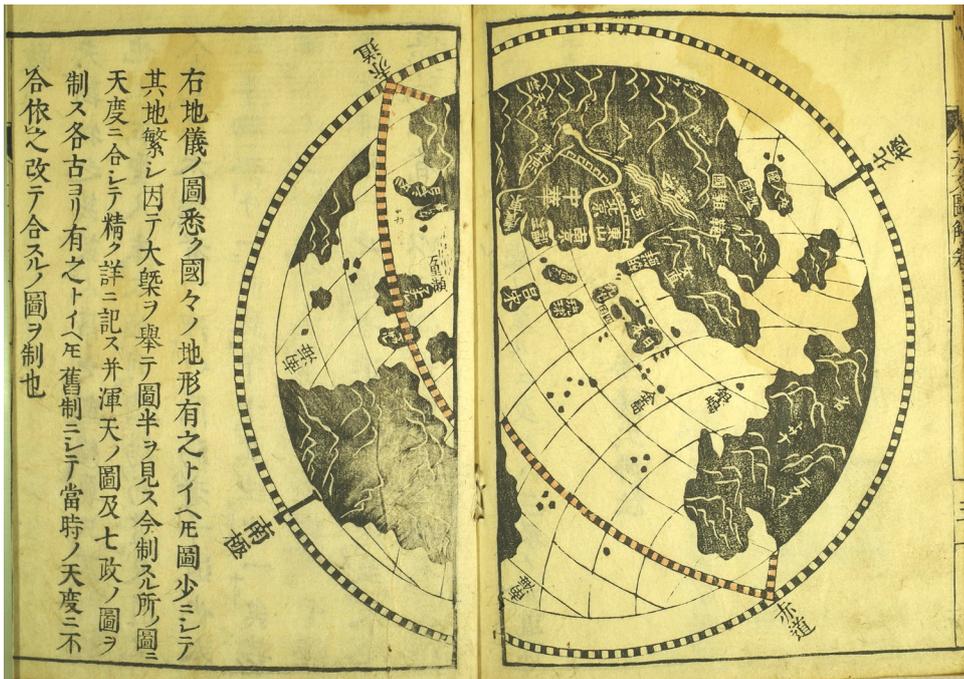
去ル七月中_レ戊亥の方_レに当り毎夜出給_レ木曜星打続、豊年の吉星なり、俗にほうき星など_レ名を付候事、大キ成ルあやまりなり、其故ハ昔安部の清明在世の時、此星出現まして、世の人悪星イ出給_レとくやみ歎者少からず、何の故ぞ、清明考所全悪星にあらず、至而吉星なり、能々信する者八百然福者となり疑ひなし、聞人恐敬ひて祭り奉るに、日を経ずして大福長者と成者少からず、大吉星なり、又星へ祭り候物を問ふ、清明答て、此星火をきらひ給ひ候故、備物少シ、依之左に印備もの、

一米 一粟 一稗 一大豆 一小豆

右の五こくヲ清浄にして戊亥の方_レに御備可被成候、尤此星出現の間八年々豊作二而、殊ニ火難・水難の災ひなし、仮令役年に当り候共、此星出現の内ハ少シもた_レりなし、別而戊亥御方ハ身の上_レに悦ひ少からず、信心し給ふへし、尤何の御年に限らず、御心信の御方、万端悪事も吉事と変シ、子孫長久の基、目出たし



「彗星之説」(部分)



「天文図解」より「渾天地儀図」(内田家文書 和漢173)

自然現象④

「天文図解」～江戸時代の天文・暦学入門書～

《「天文図解」について》

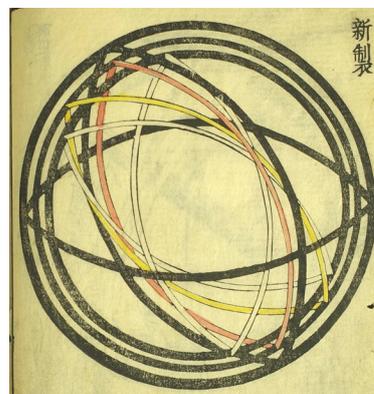
「天文図解」は元禄2年(1689)、京都の医師で天文学者でもあった井口常範(じょうはん・つねのり)が一般向けに著した、わが国初の天文書です。

当時、天文・暦学の分野では渋川春海(安井算哲)が出て、それまで全て中国からの輸入に頼っていた暦を初めて日本人の手で作成しました(貞享暦)。彼はさらに、江戸幕府に新設された天文方に着任しています。

天文や暦学についての知識は、それまで土御門家など朝廷に関わるごく一部のの人々に限られていましたが、この「天文図解」が刊行されたのは、ようやく一般の人々が天文や暦に関心を持ち始めた時期でした。「図解」と名が付けられているように、図を豊富に用い、一般の人々にも親しみやすい入門書となっています。

それでは、「天文図解」に掲載された図のいくつかを見てみましょう。

《渾天儀(こんてんぎ)》

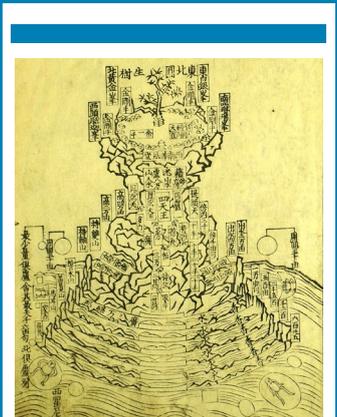


図①

図①は「渾天儀」という天体の位置を観測する道具で、中国では漢の時代から使用されていました。渋川春海もこれを使って天体観測をしています。中の輪は自由に回り、これを星に合わせて角度を測定しました。

《衆星図(しゅうせいず)》

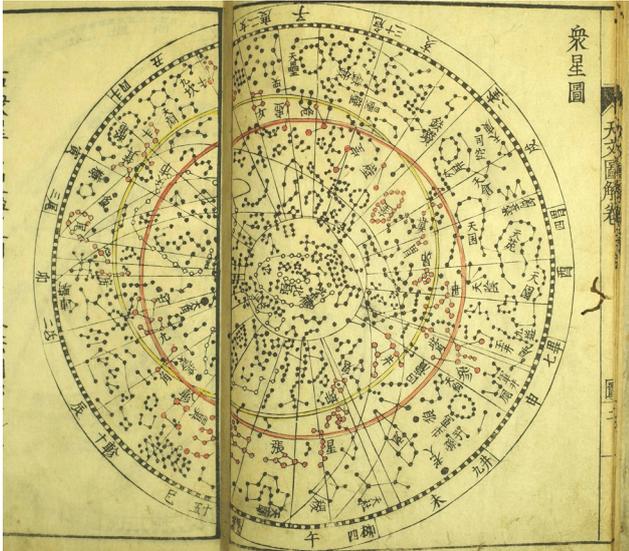
「衆星図」は星座や星の位置を示したもので、北極星を中心として天空が円形に描かれています。次頁の図②は渋川春



須弥山(しゆみせん)図

古来、仏教の世界観では、世界の中央に巨大な須弥山がそびえ立っていると考えられてきました。「天文図解」の冒頭の挿絵でこれが紹介されています。

しかし、別の箇所では「渾天地儀図」(頁上図)のように、丸い地球を紹介しており、天体の観測をとおして世界を理解しようとする立場からすると、対極の世界観だったといえるでしょう。

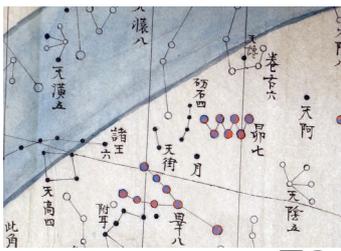


海が著した「天象列次之図」からの写しです。 図②

現在、私たちは西洋の天文学に由来する星座や星の名前に親しんでいますが、江戸時代においては、それらは全て中国由来の呼び名でした。例えばプレアデス星団は「昴（すばる）」、七夕でおなじみの琴座のベガは「織女星」、夜空で一番明るいシリウスは「天狼星」と呼ばれました。中国の星図では、天は北極星を中心として28宿に分けられ、それぞれに星座名があげられています。

渋川春海は、自らの観測結果をもとに、中国の星座の位置の修正や日本独自の新たな星座名を追加しました。その成果として出版されたのが「天文成象」で息子の名前で出されました。「太宰府」やその長官名である「大弍」などの日本風の名前が用いられています。わが国では、彼が作成した星図は幕末にいたるまで使われました。

当館は「星象方図（筆）」(小川五郎収集資料432)という星図を所蔵しています(図③)。昭和13年(1938)に写されたもので、原図は天保15年(1844)のものであること



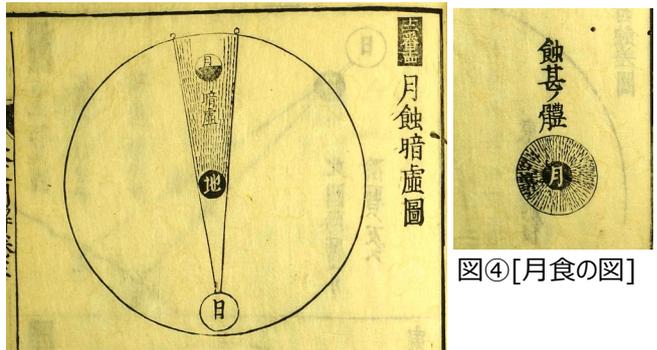
図③ 以外は詳細不明です。しかし描かれている内容は渋川春海の「天文成象」と同じで、彩色の仕方などは水戸藩の地理学者長久保赤水による「天文成象」(京都大学所蔵)によく似ています(ただし北極、南極を中心とした円星図は描かれていません)。このあたりにも、渋川春海の後世に及ぼした影響の大きさが感じられます。

《日食・月食》

満月の日にちょうど月が地球の陰に隠れるのが月食、新月の日に月が太陽と地球の間に入り太陽が欠けるの

が日食です。その仕組みが図で説明されています(図④)。

日食や月食などの天体现象は、天からの重要なメッセージと考えられ、日食や月食の起こる日を正確に計算し暦に記すことは大変重要な作業でした。できるだけ精度の高い暦が必要で、そのため、過去、何度も改暦が行われました。それらの暦は何れも中国からの輸入品でしたが、前述のように初めて国産に成功したのが渋川春海で、「貞享暦」と呼ばれます。渋川春海は元々は幕府お抱えの囲碁棋士でしたが、天文・暦学の知識に優れ、初めて幕府の天文方となっています。ちなみに萩藩の天文師松本籌海も江戸で渋川春海に学んでいます。



図④[月食の図]

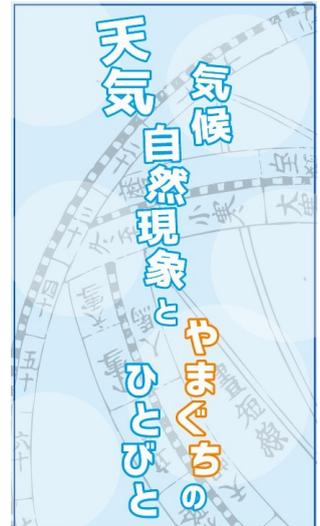
《九重天之図》

当時、地動説の考え方はまだ日本に紹介されておらず、地球を中心に、その周りを月をはじめ水星、金星、太陽、火星、木星、土星、星座などが同心円状に回っていると理解されていました。図⑤はイエズス会の宣教師であるマテオリッチが著した世界図「兩儀玄覽」からの引用で、地球を中心とした同心円が描かれています。

なお、文中に「地球」という言葉が出てきますが、これは日本で刊行された書物の中では、初めての使用例とされています。



図⑤



★18

康熙字典（三卿伝史料1486~1525）

自然現象⑤

『康熙字典』と自然現象

《当館所蔵の『康熙字典』》

『康熙字典』は、清の第4代皇帝である康熙帝が康熙49年(1710)3月の勅命で張玉書、陳延敬らに編纂を命じ、康熙55年に完成した漢字字書です。古代字書の集大成と言え、その影響は大きく、後漢に編纂された中国最古の漢字字書『説文解字』と並び称され、これ以降、多くの字書は、『康熙字典』にならって「典」を書名に用いるようになりました。親字数は47,035字で、その他に古体の異体字を1,995字取めるとされるので、併せて49,030字となります。

康熙55年は、我が国で言えば江戸時代の享保元年に当たり、徳川吉宗が第8代将軍に就いた年です。それから64年後の安永9年(1780)、底本の誤り900余条を指摘する「琢屑」と日本人読者のための利用手引き「初学索引」を附録として加え、さらに本文の誤りを修正したうえで日本の安永版が翻刻刊行されました。そ

の後、中国では、清の第8代皇帝である道光帝の道光7年(1827)の勅命により、『康熙字典』の改訂作業が進められ、道光11年に刊行されました。道光版では2588条の訂正が加えられましたが、安永版を参照していないので、訂正が不十分な点もありました。

当館所蔵の『康熙字典』は二揃で、三卿伝史料と蔵田家文書に含まれます。三卿伝史料のものには、フリガナ、返り点がみられ、日本で刊行されたものであることが分かります。また、大きさから明治以降出版された袖珍(ポケット)版のものであると考えられます。それに対し、蔵田家文書のもものは、「道光七年奉旨重刊」とあるので、清で刊行した道光版と判断できます。

《『康熙字典』と私たち》

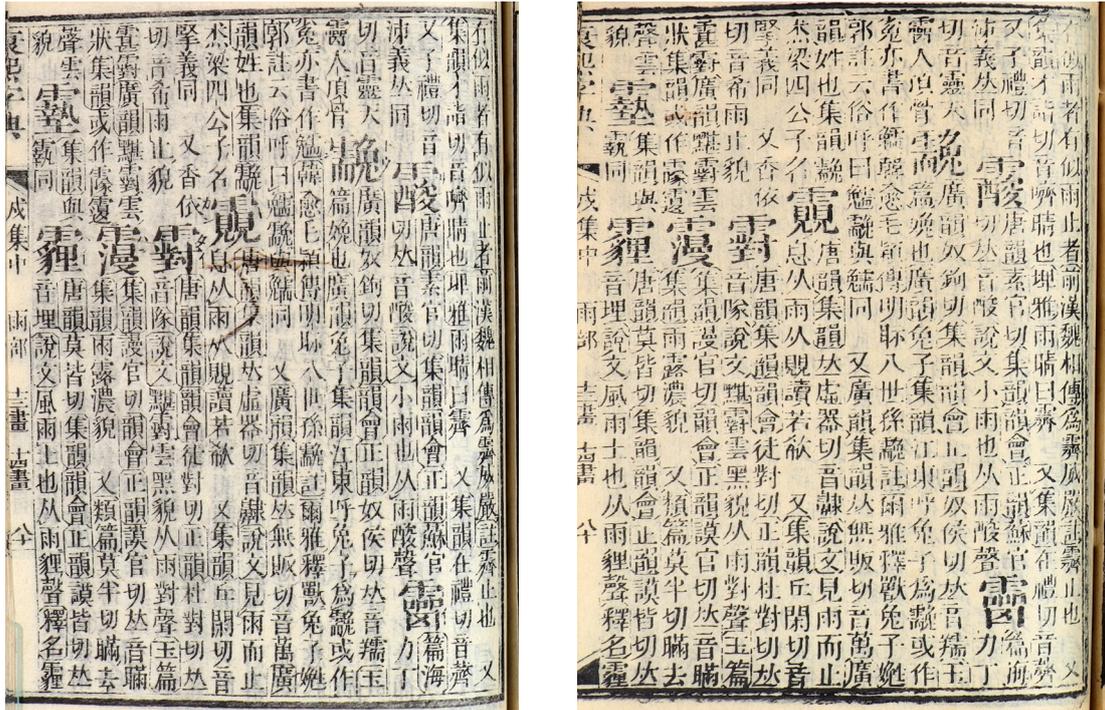
『康熙字典』が刊行されてからは、そこに掲げられる漢字の字体・字形が活字を作る際の規範となり、日本でも戦前の明朝体活字(旧字体)の設計はおおむねこれに



段氏説文解字注
(吉田樟堂文庫1805)

中国最古の字書は後漢の許慎により編纂された『説文解字』です。

当館では清代の訓詁学者段玉裁(1735~1815)の研究成果である『段氏説文解字注』(吉田樟堂文庫1805)を所蔵しています。



▲「霾」部分の比較(左：明治以降の袖珍版『康熙字典』〈三卿伝史料1521〉、右：道光版『康熙字典』〈蔵田家文書397〉)

よってました。また、国語審議会が平成12年(2000)「表外漢字字体表」を答申し、表外漢字(常用漢字表以外の漢字)における印刷文字の標準字体を定めましたが、ここでも『康熙字典』に基づく字体が主に選ばれたなど、『康熙字典』は現在の私たちの言語活動にも欠かせないものとなっています。

《『康熙字典』を使う》

『康熙字典』雨部には自然現象を表す文字が含まれますが、総数353字の中から先年PM2.5が話題になった際に中国語圏で用いられることの多かった「霾」を例にして『康熙字典』の調べ方を見ていきましょう。因みに「霾」は、音読みでは「漢音バイ、呉音マイ」、訓読みでは「つちふる」です。「霾」の解説の一部を以下に示しますが、本来は囲みで示される書名を便宜上、【 】で表しています。唐韻は唐代、集韻は宋代、韻會は元代、正韻は明代に編纂された字書です。説文は上述の『説文解字』で後漢の許慎が編纂した最古の字書です。

【唐韻】莫皆切 【集韻】 【韻會】 【正韻】謨皆切 竝音埋 【説文】風雨土也从雨狸声

まず、文字の読みを示しますが、表音文字がないので二字の漢字の子音、母音の組合せ(反切)で表します。【唐韻】「莫皆切」は「莫(ばく)」の子音と「皆(かい)」の母音の組合せを示し、「ばい」と読むことができます。【集韻】【韻會】【正韻】には「謨皆切」(謨の呉音はもく)「竝音埋」(埋の音に同じ)とあり、現代中国の読み「まい」(日本

では呉音読み)と同様になっています。【説文】には意味が示しており、「風雨土也」の解釈が難しいですが、三卿伝史料の返り点に従えば、雨を名詞ではなく動詞として考え、「風が土をふらす」の意味にとることができます。白文では解釈が難しいものについては、日本で刊行されたものを参照することも一つの方法です。

《雨部の漢字から新たな語彙を造る》

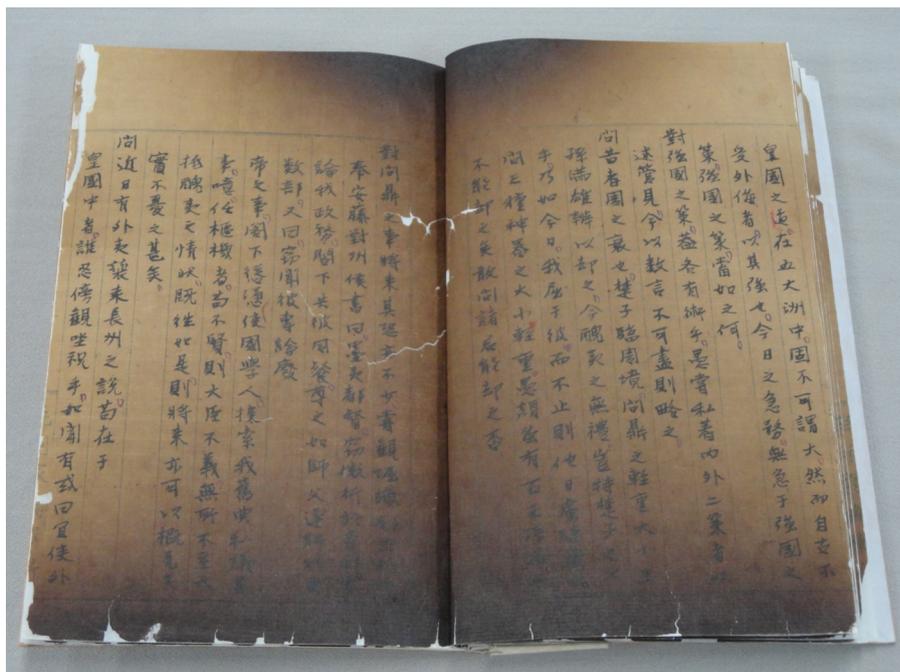
PM2.5が話題となった2013年、空中に浮遊物が漂う状態を示す「霧霾」が流行語となりました。「霧」「霾」は単に自然現象を表す漢字ですが、熟語となることでマイナスの意味を持つ語彙となりました。英語の「スモーク」「フォグ」から「スモッグ」が生まれたのと似ていますが、中国語ではこの「スモッグ」を「霧霾」と訳しています。

そのほか、雨部にある漢字から生まれた語彙として「霹靂舞」があります。「青天の霹靂」の霹靂で、雷の意味です。直訳すると雷ダンスという意味になりますが、「ブレイクダンス」の意味で使われています。かつて日本に見られた「雷族」を彷彿させます。

今後も気候変動の激化や若者文化の多様化に伴う新たな自然現象、社会現象を表現するにふさわしい雨部の漢字を使った語彙が造られていくことでしょう。

【参考文献等】

- 谷本玲大 著訳『概説『康熙字典』』、文字文化協会、2015年
- 文化庁ウェブサイト



関東大震災で被災した「因対問答」(毛利家文庫75維新記事雑録30)

自然現象⑥

関東大震災で被災した毛利家文庫

《関東大震災》

大正12年(1923)9月1日午前11時58分、大地震が関東南部を襲いました。M7.9、関東大震災です。この未曾有の自然災害による死者は99,331名、負傷者103,733名、焼失家屋は447,128戸、罹災者数は340万人に及びました(『関東大震災』『国史大辞典』吉川弘文館)。

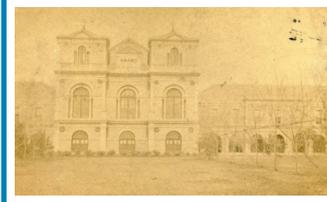
当館が所蔵する「毛利家文庫」は、当時、東京高輪の毛利邸で保存されていました。明治以降、毛利家が行った修史事業の史料として利用するためです。事業を担当した同家記録課の日記(毛利家文庫19日記57「文庫日記」)などから、震災後の毛利家および毛利家文庫のようすを知ることができます。

《高輪毛利邸の被害状況》

高輪毛利邸は、地震による火災被害や建物の倒壊などは免れたものの、瓦の

落下、壁土の剥落といった被害は建物各所にみられました。「毛利家文庫」が保存されていた煉瓦造りの書庫も、屋根瓦のほとんどが落ち、四方の壁に亀裂が生じ、窓ガラス13枚が破損、書庫内は壁土が剥落、書棚が倒れ、文書が散乱する状況でした。後日、雨漏り対策として書架を油紙で覆う作業を行っています。

毛利邸の庭園には、震災直後から周辺住民が数多く避難してきました。地震後の大火災から逃れるとともに、震災後流布した朝鮮人の襲撃というデマにおびえ、安全な場所を求め集まってきたのです。根拠のない流言の広がりから、隣町では自警団も組織されました。毛利邸では3日夜から邸内の男子職員全員(中学生以上)で夜警にあたり、邸内巡邏を開始しました。震災後毛利邸は、約1ヶ月間、極度の混乱と緊張状態に置かれました。震災被害を免れた書庫内の「毛利家文庫」も、この間決して安穏とはしていられなかったでしょう。



維新史料編纂会
(写真は工学部大学校舎/ 田中保彦収集資料92)

維新史料編纂会は、明治44年(1911)5月、国家事業として維新史料を収集・編纂するため文部省内におかれた機関です。初代総裁は井上馨、顧問に山県有朋ら元老が就任し、委員には東京帝国大学教授三上参次のほか、毛利家修史事業の中心人物であった中原邦平も加わりました。成果物として『大日本維新史料』が有名です。昭和24年、業務は東京大学史料編纂所へ引き継がれました。

《被災した2冊の毛利家文庫》

当時毛利家は、維新史料編纂会に「忠正公実録四」(4忠正公129<14の4)>と「因対問答」(75維新記事雑録30)を貸し出していました。この2冊が地震後の火災で大きな被害を受けてしまいます。

維新史料編纂会は、維新史料の蒐集・編纂を行う政府直轄機関でした。同会事務局のあった旧工学部大学校舎は、9月1日夜発生した火災で焼失します。幸い別棟の書庫1棟と付属木造家屋2棟、および事務所内の金庫は難を逃れ、編纂原稿や借入資料、図書の多くは無事でした。それでもこの火災で物品3,664点、図書1,332部、借入資料864点が失われたといいます。

毛利家から貸し出されていた2冊は、事務所の金庫内で保存されていました。金庫自体は無事でしたが、2冊を納める金庫が転倒し火災の猛火に包まれました。その結果、2冊は「焦損」(燻され焼け焦げた状態)となってしまったのです。

11月、維新史料編纂会は事務局長柴田駒三郎の詫状を持参し毛利家を訪れました。柴田は借用文書が損傷してしまったことを深く詫びるとともに、損傷した文書に表紙の付け替えや裏打ちなどの処置を施し返却したいと告げています(下写真。「書類貸借手形仮綴」毛利家文

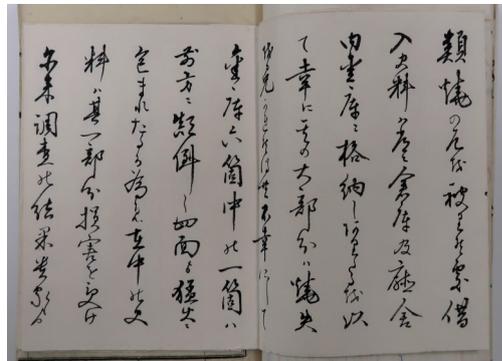
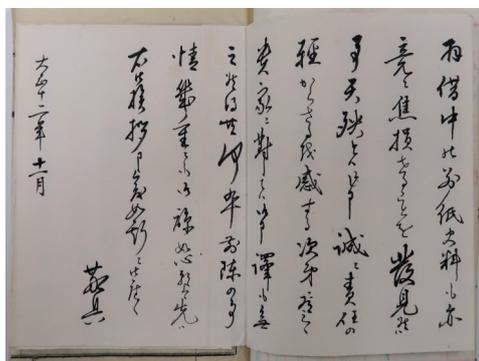
庫9諸省591<3の3>)。現在「毛利家文庫」に残るのは、修理後、毛利家に返却された当時のものです。

《関東大震災と毛利家文庫》

維新史料編纂会が修理後返却した2冊の文書は、焼け焦げた痕が痛々しく、高温で燻されたことを伝えていません。2冊は、「毛利家文庫」が関東大震災の経験者、被災者であったことを今に伝えるものです。幸い大きな被害を受けなかった「毛利家文庫」本体も、あるいは風向きによっては、2冊同様に猛火に包まれ、焼け焦げ、焼失してしまっていたかもしれません。そうなってれば、そのうち日本で最初のアーカイブズとして山口県文書館が設置されることもなかったでしょう。この2冊は、自然災害は常に身近にあること、一度発生すれば破滅的な被害をもたらすものであること、そうしたメッセージを当館の書庫から静かに発しつつけているのです。

大震災から7年後の昭和5年(1930)、毛利家は、当時最先端の耐震理論、耐震建造物を参考に、建築技師原竹三郎に鉄筋コンクリート造りの新書庫を設計させ、完成させました。大震災の経験をふまえ、「毛利家文庫」を災害から守り、後世へと確実に伝えるための対応でした。

* 詳しくは山崎一郎「近代における毛利家文庫の保存施設と災害」(『山口県文書館研究紀要』第40号)



略)九月一日帝都大震災ニ引続き大火災惹起の際、不測も夜半数丁の遠方方飛火し、本局主要庁舎も亦類焼の厄を被り候処、借入史料ハ常々倉庫及庁舎内金庫ニ格納しありたるを以て、幸に其の大部分ハ焼失を免かれ候得共、不幸にして金庫六箇中の一箇ハ前方ニ顛倒し四面方猛火ニ包まれたるが為め、在中の史料ハ其一部分損害を受け、爾來調査の結果、貴家方拝借中の別紙史料も亦竟ニ焦損せることを発見候ハ、事天殞とハ乍申、誠ニ責任の軽からざるを感する次第ニ有之候、貴家ニ対してハ御申訳も無之候得共、何卒前陳の事情幾重ニも御諒恕願上候、先ハ右御挨拶申上度如斯ニ御座候

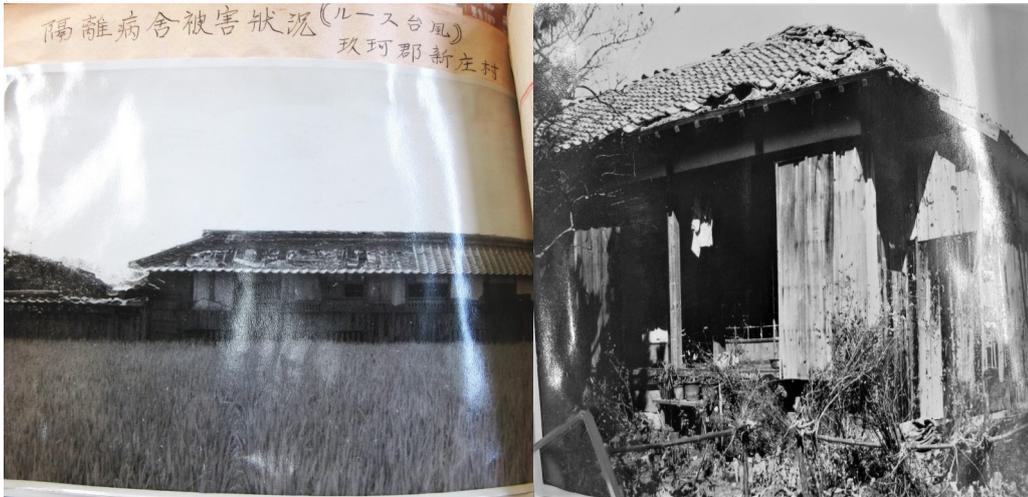
大正十二年十一月 敬具

維新史料編纂事務局長 柴田駒三郎
公爵毛利家記録課御中

追而右焦損の史料ハ本局ニ於て裏打ち又ハ繕写し、其御保存ニ適當なる措置を講じ居候次第ニ有之、出来の上ハ返納可仕候間、暫時御猶予被下度、此段申添置候

維新史料編纂事務局長柴田駒三郎の詫状(部分)／被災当時のようすを記すもの

* ゴシックが写真部分の積文



★20

被災した玖珂郡新庄村隔離病舎（「ルース台風一件」県庁戦後A衛生部101）

自然現象⑦

ルース台風と医療施設

《伝染病院・隔離病舎の被災》

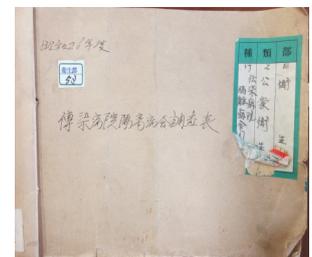
昭和26年(1951)10月14日の夜半から翌15日にかけて山口県を横断したルース台風による人的・物的被害は甚大で、死者281名、重軽傷者1869人、流失家屋1256戸、全壊家屋3707戸に及びました。

建物への被害は医療施設も例外ではなく、感染症流行のリスクの高い災害時に、その対応の中心となるべき伝染病院や隔離病舎の被災状況は深刻でした。保健所や市町村からの報告に基づき山口県がまとめた調査結果には、被災状況を示す写真も添付されています（「ルース台風一件」県庁戦後A衛生部101）。上の写真は玖珂郡新庄村（現柳井市）の隔離病舎です。建物半壊30坪分、復旧見込金額30万円でした。同郡中村隔離病舎（現岩国市、1棟を残し全部流失）、熊毛郡高水村隔離病舎（現周南市、全棟破壊）などのように、「使用不可

能」「復旧の見込みなし」と判断された施設もありました。

明治30年(1897)制定の伝染病予防法により、市町村の伝染病予防事業に対する地方税の補助額が定められたことをうけて、県内各地で伝染病院や隔離病舎の設立が進みました。昭和26年、ルース台風の襲来前に実施された現況調査によれば、明治30年代に設立された病院・病舎が、戦後も改修などを経つつ使用されていたことが分かります（「伝染病院隔離病舎調査表」県庁戦後A衛生部53）。

伝染病院や隔離病舎は急性感染症対策を目的に設置された医療施設ですが、地域によっては、こうした施設への医療スタッフ配置や施設の充実化が、地域の医療環境全体の向上を促した側面もありました。しかし現在、これらの施設がかつての姿をとどめる事例は稀であるため、ルース台風の被災をきっかけに撮影された病院・病舎の写真は、地域医療の歴史を知る上でも貴重な記録であるといえます。



伝染病院隔離病舎調査表（県庁戦後A衛生部53）

昭和26年(1951)時点で県内に所在した伝染病院や隔離病舎について、建築年月日、最終補修改築年月日、建築様式、坪数、病床数、設置位置などの記載があります。一部の病院・病舎は写真も添付されています。



豊浦郡豊田中村（現下関市）の隔離病舎（明治31年建築、昭和23年に最終改修改築）

《新病院の設設計画》

ルース台風に際し、日本赤十字社山口支部は、被害が深刻であった玖珂郡坂上村・桑根村・河山村・秋中村を対象として計6回にわたり救護班を派遣しました。派遣された医師・看護婦ら医療スタッフはのべ31名、救護した患者数は839名にのぼりました。

この救護活動の翌年8月、同支部は山口県に対して、玖珂郡北部への赤十字医療施設(仮称「日本赤十字社玖北赤十字病院」)新設に対し補助を求める陳情書を提出しました。設立の理由として挙げられたのは、当該地域の医療環境の不備でした。平時から、重患発生時には岩国・広島方面への搬送を要する状況であることから、新たな赤十字医療施設の設立は、平時・非常時ともに住民に「安全感」を与え、地方保健衛生に寄与できると述べられています。



「赤十字医療機関設置に関し陳情の件」

(「陳情一件」県庁戦後A衛生部9)

昭和27年8月、日本赤十字社山口支部から山口県に提出されました。内容の抜粋は右の通り(一部の漢数字はアラビア数字に改めています)。

設立候補地は玖珂郡河山村(現岩国市)であり、敷地1千坪に木造2階建てで、20床の病棟が計画されました。そして、建設経費の捻出方法については、県・河山村・地元企業からの補助金・協力金のほか、海外在住玖珂郡出身者からの援助が期待されていました。下の資料にもあるように、玖珂郡は近代以降、北米やハワイへ移民を多く送出してきた地域的特性があり、既にアメリカ(ロサンゼルス)在住の玖珂郡出身者から義捐金を送っていたことから、新病院設立にも協力が期待できると考えられました。なお、同趣旨の陳情書は、玖珂郡内9町村からも提出されています。

結果として、山口赤十字病院・小野田赤十字病院・山口赤十字病院付属下関診療所に続く4番目の県内赤十字医療施設の設立計画は実現に至りませんでした。しかし、自然災害をきっかけに、災害発生以前から地域が抱えていた問題が顕在化した様子を見ることができず。

【参考文献】

日本赤十字社山口支部編『百年のあゆみ 日本赤十字社山口支部』(1991年)

第三 設置の具体的計画

(1)位置 玖珂郡河山村
交通関係並に医療機関布置の現況、将来の見通し、村の受け入れ態勢等よりして適当と思考する

(2)名称 日本赤十字社玖北赤十字病院(仮称)

(3)診療科目 内科・外科・小児科
将来地方の要望と実情を考察し、診療科目を増設する

(4)職員組織 医師3名(内1名所長)・薬剤師1名・看護婦6名(内1名婦長)・事務員2名(内1名事務長)・雇員3名 計15名

(5)建設経費

①敷地買収費 整地費
敷地約1千坪、村営診療所の敷地を充当する、関係方面で現地調査の結果、予定の位置は病院設置の要件に適し、且つ今後の水害その他の災禍を考慮するも安全性確実である

②本館 木造2階建て
(中略)

(6)診療自動車
周辺町村移動診療・災害救護並に患者往診・急患者輸送のため小型自動車を準備する

(7)建設経費造成方法
本館・別病棟・内容設備費・診療自動車・その他を包括して概算1千万円を必要とする、これが造成を左の方法によるものとして

①河山村・河山鉱業所において協力援助する金額凡600万円

②山口県 災害復興の恒久的施設の一助として殊に従来医療に恵まれない地域の福祉施設助成の一方途として援助を希う、凡300万円

③海外在住者の援助 玖珂郡は米国・布哇・其の他に在住する邦人県下で最も多数を占め、今回の災禍に対しても義捐金の送達もあり、本計画の実現に協力せらるる融資者もあると思考せらるるので、赤十字が主体となって依頼の書面を発送して応援を求め、完成に支援を受くこと凡100万円

④日赤山口支部の企画 日本赤十字社山口支部の財政状態よりして、臨時出資の途なきも、設立後の経営に関しては赤十字の方針に則り、公的医療機関の使命を荷い最善を尽し、将来の維持に関しては設立当初数年間は収支の伴わざる状態も考えられるので、此の際周辺町村其の他関係方面の協力を得て、経営準備資金をも若干用意するを必要とし、赤十字としては専ら診療運営方面に鋭意努力する計画である

天気・気候・自然現象とやまぐちのひとびと ～文書館資料から～ 解説シート目次

柱	No	シート名	担当
天気	1	大内氏と天気(1)	田村
	2	大内氏と天気(2)	田村
	3	「天気」の見舞い	吉田
	4	書状に見える気候の見舞い(1)	吉田
	5	書状に見える気候の見舞い(2)	吉田
	6	あの日の天気は？～戦前の天気図から～	山本
	7	日光浴から紫外線浴へ(1)	真木
	8	日光浴から紫外線浴へ(2)	真木
	9	お天気相談室	重田
気候	10	雨乞の基準と手続き	重田
	11	天気と身近な信仰	河村
	12	山口県の気象調査(1)	河村
	13	山口県の気象調査(2)	河村
自然現象	14	彗星・流星・日食と文書館資料(1)	山崎
	15	彗星・流星・日食と文書館資料(2)	山崎
	16	彗星・流星・日食と文書館資料(3)	山崎
	17	「天文図解」～江戸時代の天文・暦学入門書～	山本
	18	『康熙字典』と自然現象	吹屋
	19	関東大震災で被災した毛利家文庫	山崎
	20	ルース台風と医療施設	真木

印刷の関係上、画像が鮮明でない写真もありますが、このシートは後日、当館のウェブページ(右 QR コード)上にカラーで掲載しますので、合わせて御覧ください。



山口県文書館第 19 回中国四国地区アーカイブズウィーク
アーカイブズ展示「天気・気候・自然現象とやまぐちのひとびと～文書館資料から～」
解説シート

令和 6 年 6 月 発行
編集・発行：山口県文書館

